

# 県立障害児者入所施設のあり方検討会

## 報 告 書

平成 2 7 年 3 月

県立障害児者入所施設のあり方検討会

## 目 次

1	はじめに	3
2	これまでの検討経過について	4
3	県立障害児者入所施設の現状と課題	
	(1) 県内の障害児者入所施設の状況	6
	(2) 県立障害児者入所施設の現状	7
	(3) 県立障害児者入所施設の主な課題	8
4	県立障害児者入所施設の今後の方向性	
	(1) 検討に当たっての基本的視点	18
	(2) 県立施設として運営する必要性	19
	(3) 県立施設に期待する役割, 求められる機能	20
	(4) 民間施設等との連携・協力	22
5	各施設等の今後の方向性	
	(1) 啓佑学園	25
	(2) 第二啓佑学園	27
	(3) 船形コロニー	28
	(4) 地域の環境整備	31
	(5) 人材の育成・確保	32
6	おわりに	33
参考		
	県立障害児者入所施設のあり方検討会開催要綱	34
	県立障害児者入所施設のあり方検討会構成員名簿	36
	検討経過	37
	資料編	38

## 1 はじめに

- 宮城県では、県立社会福祉施設のあり方及び今後の方向性を検討するため、平成16年度と平成20年度において、県庁内の検討組織として「県立社会福祉施設のあり方検討会」及び「県立社会福祉施設のあり方検討会ワーキンググループ」を設置し、その後、平成16年12月と平成21年3月に、それぞれ報告書として取りまとめ、その検討結果に沿って、県立社会福祉施設の運営を進めてきた。
- このうち、県立社会福祉施設としての役割が存在し、民間のノウハウを活用することで、より効果的で、よりサービス向上に繋がることが期待できる施設については、指定管理による運営を行うことが適当とされた。主に知的障害児者を対象とする県立の入所施設である啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニーの3施設については、平成18年度以降、指定管理者制度のもと、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が管理運営を行っている。
- 啓佑学園では、平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、平成29年度末までに18歳以上入所者の移行先を確保することや、新規入所児童の受け入れ確保に向けた対応が求められている。また、第二啓佑学園では、入所者の固定化や入所期間の長期化が進んでおり、新規入所者の受け入れや現入所者の地域生活移行等の選択肢を広げるための取り組みが求められている。さらに、船形コロニーでは入所者の高齢化や施設・設備の老朽化等への対応が必要となるなど、各施設における課題が山積している。
- このため、これまで県立障害児者入所施設が果たしてきたセーフティネットとしての役割や機能を継続しつつ、国や県における障害福祉の基本施策を踏まえた入所児者の地域生活移行を推進するための支援策のあり方を検討するとともに、啓佑学園の18歳以上入所者の障害者サービスへのスムーズな移行に向けた方策や、施設老朽化が進む船形コロニーの施設整備のあり方等を検討するため、平成26年5月に「県立障害児者入所施設のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。
- 検討会においては、学識経験者や施設関係者のみならず、施設利用者の家族や市町村の福祉行政担当者がメンバーとして参画し、平成26年6月から平成27年1月までの間、計5回の会議を開催し、それぞれの立場から県立障害児者入所施設の今後の方向性について議論を重ねてきた。
- 本報告書は、これまでの県の取組状況を踏まえながら、上記の課題解決に向けた方向性や、県立施設として求められる役割や機能を整理し、県立障害児者入所施設のあり方に関する今後の方向性について、検討会としての検討結果を取りまとめたものであり、その結果を報告するものである。

## **2 これまでの検討経過について**

- 県では、平成16年度と平成20年度に県立社会福祉施設のあり方及び今後の方向性について、県庁内に検討組織を設置して検討を行い、平成16年12月と平成21年3月に「県立社会福祉施設のあり方について（報告書）」を取りまとめている。
- これらの報告書では、県立社会福祉施設の役割及び基本的方向について、以下のとおり整理されている。

### **〔県立社会福祉施設の役割〕**

#### ○法定義務

法令上、県に設置が義務付けられているもの

#### ○採算性

事業採算性の観点から民間では収支バランスがとれにくいもの

#### ○先導的・先駆的機能

民間ではノウハウが確立していない先導的・先駆的なもの

#### ○広域的支援機能

施設職員の研修、民間施設のバックアップ機能、セーフティネット機能、市町村や類似施設とのネットワーク機能などの広域的支援機能のうち、民間では対応が困難なもの

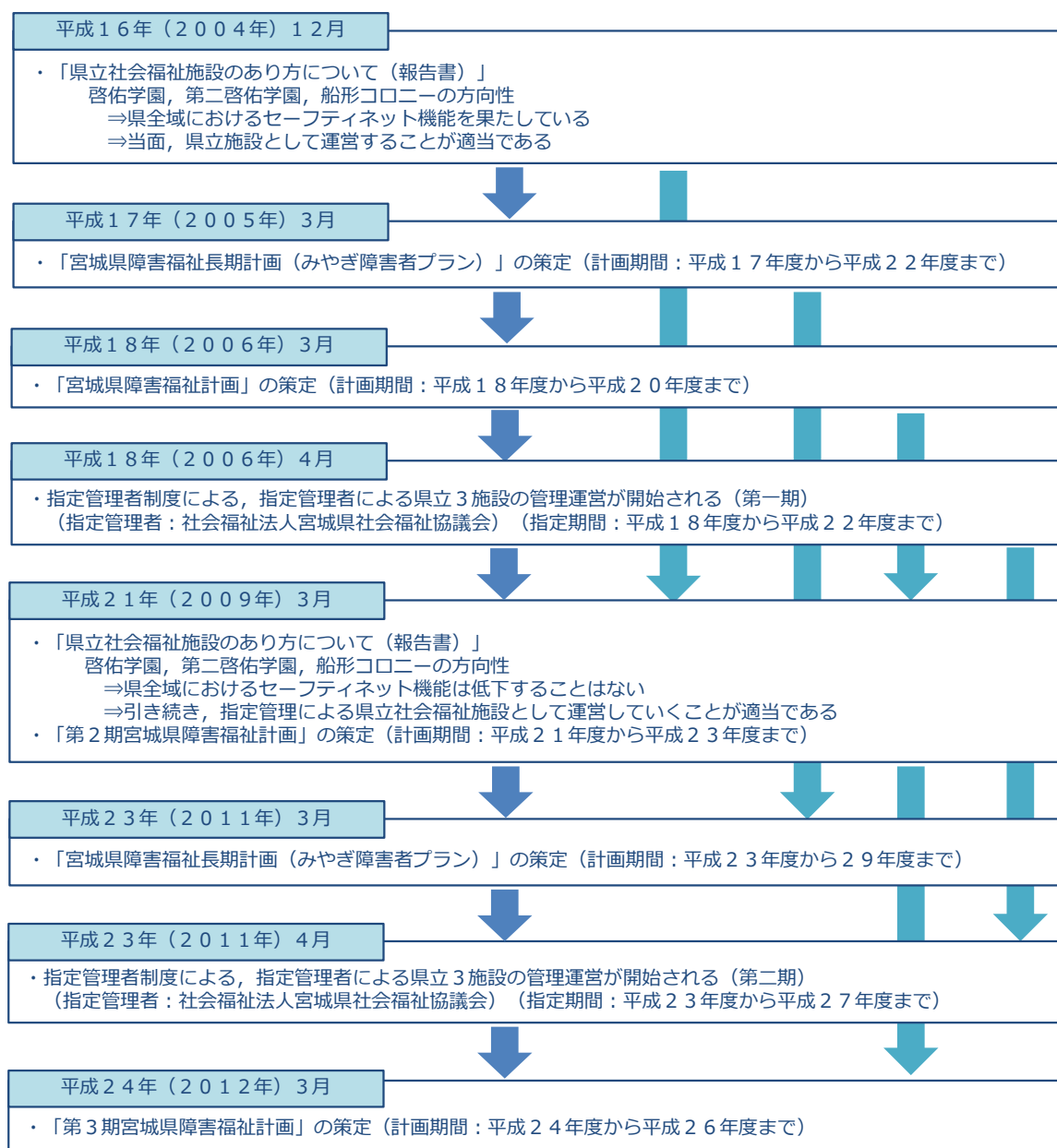
### **〔県立社会福祉施設の基本的方向〕**

- 県立社会福祉施設は、民間では困難とされる先導的な事業等に重点的に取り組み、他の施設のモデルとなることを目指す。
  - 県立社会福祉施設としての役割が終了したものについては、民間移譲や廃止に向けての取り組みを進める。
  - 県立社会福祉施設として存続する必要がある施設については、民間の事業者の有するノウハウを活用し、多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度の活用を引き続き行っていく。
- 上記の考え方を踏まえ、県立社会福祉施設のうち、障害児者入所施設である啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニーの3施設（以下、「県立3施設」という。）については、いずれも重度・最重度の障害児者を支援する入所施設であり、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしていること、また、事業採算性の観点から民間での運営は難しいことから、当面、県立施設として運営することが適当とされ、平成21年3月の報告書において、「指定管理による県立社会福祉施設として運営していくことが適当」とされている。

○ その後、県が平成23年3月に策定した障害福祉施策を総合的に推進するための計画である「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」（計画期間：平成23年度から平成29年度まで）において、「県立の障害者支援施設は、事業採算性などにより民間施設では対応が困難な分野などについて、民間事業者への指定管理委託を行うことにより、民間事業者の専門性を生かしつつ効果的、効率的な施設運営を図る」という施策の方向性が示されている。

○ 現在、県立3施設は、上記の検討結果や施策の方向性を踏まえ、県立施設として、指定管理者制度による施設運営が進められている。

#### ◆ 県立障害児者入所施設に係る県施策のこれまでの動き



### 3 県立障害児者入所施設の現状と課題

#### (1) 県内の障害児者入所施設の状況

- 県内の知的障害児者（療育手帳所持者）は17,531人（平成26年3月31日現在）であり、県内人口の減少傾向に対して、増加の傾向にある。
- 県内の障害児者の入所施設は、県立・民間施設併せて49か所あるが、主に知的障害児者を対象とする入所施設は26か所である。いずれの施設も入所者数は、ほぼ定員に達している。現在、民間における入所施設の創設等の動きは無い。
- このうち、障害児を対象とする福祉型障害児入所施設は、県立施設の啓佑学園（定員数60人）と社会福祉法人栗原秀峰会のステップ（定員数10人）の2か所であり、東北他県と比較すると、入所施設数が少ない状況にある。
- 一方、障害者を対象とする障害者支援施設は24か所である。このうち、県立施設は船形コロニー（定員数300人）と第二啓佑学園（定員数30人）の2か所であり、いずれも主に重度・最重度の障害者を受け入れている。
- 前述の県立3施設は、平成18年4月1日以降、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が指定管理者として運営している。  
 （第一期指定期間：平成18年度から平成22年度まで）  
 （第二期指定期間：平成23年度から平成27年度まで）

#### ◆県内の障害児者入所施設の施設数・定員等（平成26年10月1日現在）

区分	施設数	定員数	現員数
福祉型障害児入所施設	2か所	70人	68名
医療型障害児入所施設	5か所	590人	514名
障害者支援施設（主に知的）	24か所	1,374人	1,291名
障害者支援施設（主に身体）	12か所	629人	624名
宿泊型自立訓練施設（主に知的／精神）	6か所	115人	84名
合計	49か所	2,778人	2,581名

※医療型障害児入所施設の定員数及び現員数は、障害者の人数を含む。

#### ◆県立障害児者入所施設（県立3施設）の概要

施設名	施設種別	所在地	設立年	定員数
啓佑学園	福祉型障害児入所施設	仙台市泉区南中山	平成5年	60人
第二啓佑学園	障害者支援施設	仙台市泉区南中山	平成14年	30人
船形コロニー	障害者支援施設	黒川郡大和町吉田	昭和48年	300人

◆（参考）東北地域の福祉型障害児入所施設の施設数・定員数（平成26年5月1日現在）

県	施設数	定員数	人口	対人口比率
青森県	9（公立7，公立以外2）	291人	1,373千人	2.1 ‰
岩手県	5（公立1，公立以外4）	190人	1,330千人	1.4 ‰
宮城県	2（公立1，公立以外1）	70人	2,348千人	0.3 ‰
秋田県	6（公立1，公立以外5）	200人	1,086千人	1.8 ‰
山形県	3（公立3，公立以外0）	90人	1,169千人	0.8 ‰
福島県	9（公立3，公立以外6）	340人	2,029千人	1.7 ‰

※人口は2010年国勢調査の人口数，1‰ = 0.01%

（2）県立障害児者入所施設の現状

**啓佑学園**

- 定員数60人の福祉型障害児入所施設。現入所児者数は58名（平成26年10月1日現在）。
- 平成5年10月に、県立の知的障害児施設であった亀亭園と小松島学園の統合により定員数100人（亀亭園児19名，小松島学園児47名を受け入れ）の施設として開園した。その後，平成14年4月に知的障害児施設として定員数を60人に変更した。
- 県内では，福祉型障害児入所施設が当該施設の他に民間1施設（ステップ）しかなく，これまで，知的障害児の県全域におけるセーフティネットとしての役割を果たしてきた。
- 障害児の入所施設であるが，現在，18歳以上入所者の割合が約半数弱に達しており，その割合が高くなっている。また，養育困難や虐待など家庭環境を起因として措置入所するケースが増加している。
- 近年，入所児者数は定員数に達している状態にある。入所を希望する待機児童が常時いる状況が続いており，依然として入所ニーズは高い。

**第二啓佑学園**

- 定員数30人の障害者支援施設。現入所者数は30名（平成26年10月1日現在）。
- 平成14年4月に啓佑学園が知的障害児施設として定員数を60人に変更するのに併せて，新たに知的障害者更生施設として併設された施設で，啓佑学園と一体の建物である。
- これまで，民間施設では受け入れが困難な重度・最重度の知的障害者の受け皿として県全域におけるセーフティネットとしての役割を果たしてきた。特に啓佑学園から地域生活や民間施設等への移行が困難な障害者の受け入れ先としての役割を担ってきた。
- 現入所者は，啓佑学園からの移行者が殆どを占めているが，近年，入所者の固定化や入所期間の長期化が進んでおり，入退所の変動が殆ど無い状態が続いているため，啓佑学園からの受け入れが難しい状況が続いている。

- 近年、入所者数は定員数に達している状態にある。現在、啓佑学園の在籍者で第二啓佑学園へ入所を希望する待機者も多いことから、依然として入所ニーズは高い。

#### **船形コロニー**

- 定員数300人（利用可能定員数210人）の障害者支援施設。現入所者数は209名（平成26年10月1日現在）。
- 昭和43年の「宮城県精神薄弱児者総合福祉施設基本構想」に基づき、重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通じて、自立への道を開くことを目指した総合援護施設として、昭和48年8月に開設した。
- 施設解体宣言（平成16年2月）以降、平成17年に知的障害者更生施設の船形学園及び知的障害者授産施設船形コロニーの閉園により一時的に新規入所者が増加したものの、障害者自立支援法の施行に伴い、入所者の地域生活移行を進めたことで入所者数が減少したため、減少する入所者数に応じて定員数を削減してきた。平成17年度末に定員数を300人に設定して以降、定員数の変更は行っていない。
- これまで、民間施設では受け入れが困難な重度・最重度の知的障害者の受け皿として、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしてきた。
- 施設老朽化等の影響により、現在の実質的な受け入れ可能人数は210人であるが、入所者数は定員数に達している状態にあり、入所を希望する待機者もいることから、依然として入所ニーズは高い。
- 現在、地域生活移行が難しい重度・最重度の障害者や、高齢化に伴う医療的ケアを必要とする障害者を中心に受け入れているが、地域においても障害者の高齢化が進んでおり、地域での生活が困難な障害者の入所ニーズは更に高まることが想定される。

### **(3) 県立障害児者入所施設の主な課題**

#### **啓佑学園の18歳以上入所者の移行先の確保**

##### **(背景・原因)**

- 平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児の入所支援は、福祉型障害児入所施設として重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行等）のための支援を充実することとされ、18歳以上の障害者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することとなった。
- これにより、従来18歳以上であっても引き続き支援が必要であるとして入所を継続してきた入所者は、障害者を対象とした支援サービスへ移行する必要がある（必要に応じて20歳まで入所が可能）。経過措置として、事業者指定の有効期間または平成30年3月末のいずれか早い時期まで、18歳以上の障害者の入所が認められているが、啓佑学園の経過措置は平成30年3月末までとなっている。
- このため、平成29年度末までに、18歳以上入所者の新たな居住の場を確保する必要があるが、18歳以上の入所者数は24名であり、平成30年3月末までに18歳に



到達する18名を加えた計42名（平成26年10月1日現在）の移行先の確保が喫緊の課題となっている。

（施設ごとの問題点）

〔啓佑学園〕

- 入所事由の解消に向けた取組や将来的な家庭復帰を目指した支援が不十分である。
- 移行に向けた進路支援、関係機関との連携が不足している。

〔第二啓佑学園〕

- セーフティネットとしての役割や機能が低下している。  
（啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れが困難な状況にある）  
（現入所者の固定化や入所期間の長期化の傾向にある）
- 地域生活移行等を可能とする自立支援などの取組が機能していない。

〔船形コロニー〕

- 啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れるための支援体制が不十分である。  
（施設・設備が老朽化している）  
（職員体制の確保が困難である）

〔地域・民間施設等〕

- 地域の社会資源（グループホーム、民間入所施設、在宅支援サービス等）が不足している。

◆啓佑学園の現入所者の年齢構成 （平成26年10月1日現在）

未就学	小学部	中学部			高等部			学卒者	合計
		1年	2年	3年	1年	2年	3年		
3名	11名	1名	1名	3名	3名	4名	8名	24名	58名
		18歳到達年度		H29	H28	H27	H26	+18名見込	

⇒ 平成29年度末までに18名が新たに学卒者となる ⇒ 42名の移行先確保が必要

（課題解決に向けた検討の視点）

- 18歳以上入所者の移行先をどのように確保していくべきか。
- 18歳以上入所者の円滑な移行を進めるためには、どのような取り組みが必要か。
- 地域での受け入れを可能とするためには、どのような環境整備が必要か。

（課題に対する検討会の意見）

- 検討会では、県内の障害者支援施設やグループホームが不足しており、受け入れ先となる場の選択肢が無いとの意見が出された。このため、受け入れ先となる新しい生活の場を創出することで選択肢を広げるとともに、入所者やその家族に不安を与えることがないように、丁寧に対応すべきであるとの意見が出された。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 保護者の意見として、他県と比較すると、宮城県は障害児者の受け入れ先が圧倒的に少ない。少なくとも他県と同程度数の受け入れ先の確保が必要である。
- 現時点では、移行先となる県内の障害者支援施設やグループホームは、空きが無いことから、利用者にとっては選択肢が無い。移行がスムーズに進まなかった場合、利用者の家族としては不安である。利用者の選択肢が広がるような取り組みが必要である。
- 18歳以上入所者に対しては、安心して生活できる場の確保が必要である。
- 移行に当たっては、通常の個別支援の他に、進路相談など相談支援体制の構築を念頭においた取り組みや支援策が必要である。
- 出来る限り自宅の近くで生活させたいのが家族の思いである。県が責任を持って、地域ごとに受け入れ先を確保すべきである。民間頼りでは難しい。
- 移行先を船形コロニー1か所に限定するのは、保護者の望みとは乖離がある。移行に当たっては、様々な選択肢が提供されるべきである。
- 住み慣れた啓佑学園で引き続き生活をしたいと願う利用者やその家族もいるはずである。啓佑学園に残りたいと希望する場合は、施設から無理矢理追い出すことはないように配慮すべきである。
- 「移行ありき」の方向性では、利用者やその家族は不安が募るだけである。利用者やその家族が安心して生活するにはどうすべきかという視点が重要である。
- 啓佑学園や第二啓佑学園の入所児者は、障害の程度が重度・最重度であり、在宅や地域生活への移行は困難と思われる。このため、障害者支援施設の増設や定員増により対応すべきである。

### **啓佑学園の新規入所児童の受け入れの確保**

(背景・原因)

- 啓佑学園は、近年、入所児者数が定員数に達している状況が続いている。また、本来、障害児のための入所施設であるが、18歳を超える継続入所者が24名（平成26年10月1日現在）となっており、18歳以上入所者の割合が高くなっている。
- 一方、併設する第二啓佑学園の現入所者は、啓佑学園からの移行者が殆どを占めているが、近年、入所者の固定化や入所期間の長期化が進み、入退所の変動が殆ど無い状態が続いていることから、啓佑学園から第二啓佑学園への移行も難しい状況にある。
- こうした状況から、啓佑学園では、新規での障害児の受け入れが極めて困難な状況にある。特に、虐待等の理由により家庭での養育が困難な障害児については、本来、児童相談所による判断のもと、速やかに安定した環境のもとで養育すべきところであるが、引き続き不安定な環境のもとでの生活を継続するケースや、県外施設に入所するケースが発生している。一方、啓佑学園が常時定員に達していることを前提として、在宅や障害児入所施設以外の施設で障害児やその家族を支えているケースもある。

- また、障害の程度が重い障害児を中心に受け入れていることから、中度や軽度の障害児の入所ニーズに対して、支援体制を含めて十分に対応できていない。
- このため、新規の入所ニーズに対応できるような仕組みの構築や体制づくりが求められている。

(施設ごとの問題点)

**〔啓佑学園、第二啓佑学園〕**

- 啓佑学園及び第二啓佑学園において、入所児者が定員数に達している状態にあり、入所児者の移行がスムーズに進んでいない。

**〔地域・民間施設等〕**

- 県内における民間の福祉型障害児入所施設が1か所のみである。

**(課題解決に向けた検討の視点)**

- 新規の入所児童を受け入れるためには、どのような取り組みが必要か。
- 現在の入所児者の円滑な移行を進めるためには、どのような取り組みが必要か。

**(課題に対する検討会の意見)**

- 検討会では、入所ニーズや緊急的・突発的なケースに対応するためには、新たに障害児の入所施設を整備すべきであるという意見や現在の啓佑学園の定員数の増員や支援体制の充実が必要との意見が出された。

その一方で、現入所者については、可能な限り地域生活への移行を進めるべきとの意見が出された。いずれにしても現状の改善に向けた取り組みが必要であると考えられる。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

**(主な意見)**

- 県全体として、障害児のための施設や定員の絶対数が不足している。
- 入所ニーズに対応するためには、新たに施設を整備すべきである。地域の特別支援学校の近くに建設することで、学校教育とのスムーズな連携が図られる。
- 障害児のセーフティネットを確保するため、緊急性・突発性の高いケースに対して、常時受け入れを可能とする仕組みや体制づくりが必要である。
- セーフティネットの確保に向けて、支援体制の整備に重点的に取り組むべきである。また、中度・軽度の知的障害児の受け入れに向けた検討が求められる。
- 少なくとも現在の定員数を維持するとともに、緊急入所の枠を確保すべきである。そのためにも常時受け入れを可能とする体制整備や家庭との調整機能が求められる。
- 短期入所（ショートステイ）の受け入れに当たっては、制度にとらわれることなく、利用者のニーズに沿った弾力的な運用がなされるべきである。
- 措置入所前の段階である一時保護の機能を充実させていく視点が必要である。
- 本人の障害の程度や特性等にもよるが、可能な限り地域での生活を推進すべきである。

入所施設として、地域生活移行を可能とするためにも、有目的・有期限による自立訓練を行う機能を持たせることが必要である。

- 障害児は18歳に到達しても経済的には自立しておらず、早期の地域生活移行は困難である。移行までの準備期間を設けて、自立に向けた就労訓練等の支援が必要である。
- 啓佑学園の定員数の増員や、障害の程度や特性に応じた支援体制の整備など、現状の改善に向けた取り組みが必要である。
- 併設する第二啓佑学園において、地域をバックアップする機能や地域生活移行を進める機能が働いていないことから、改善に向けた取り組みが必要である。

### 船形コロニーの入所者の高齢化、重度化等への対応

#### (現状と課題)

- 障害者入所施設では、入所者の高齢化が進んでおり、医療的ケアや通院への対応など高齢化に対応した支援のあり方や専門職員の確保が全国的な課題となっている。
- 船形コロニーにおいても、入所者の平均年齢は50.9歳であり、また、65歳以上の割合が全体入所者の21.1%を占めるなど、入所者の高齢化が進んでいる。
- これまでに地域生活移行希望者の退所が進んだ一方で、近年は、地域生活移行が難しいとされる重度・最重度の入所者の割合が増えている傾向にあり（平均障害支援区分4.91）、障害程度の重度化が進んでいる（平成26年10月1日現在）。
- 入所者の高齢化等に伴い、胃瘻や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な入所者が増加している。現在、居住棟の一つである「とがくら園」を中心として、介護や医療的ケアが必要な入所者に対する支援を行っているが、入所者の介護状況に合わせた支援のあり方や看護師など専門職員の確保など支援体制の整備に向けた検討が必要である。

#### ◆船形コロニーの各居住棟の入所者数、支援内容（平成26年10月1日現在）

居住棟名称	入所者数	主な入所者	支援内容
おおくら園	60名 (男性60名, 女性0名)	重度障害	入所支援と日中活動支援の連携による生活援助等
かまくら園	63名 (男性43名, 女性20名)	行動障害 自閉的傾向	行動障害・自閉的傾向等を有する入所者の生活援助等
とがくら園	86名 (男性43名, 女性43名)	要介護 要医療	生活支援と医療的ケアに配慮した生活援助, 重度・高齢・肢体不自由等の入所者の生活介護
合計	209名 (男性146名, 女性63名)		

#### (背景・原因)

- 地域生活移行が困難な入所者が継続入所し、また、在宅または民間施設では対応困難

な障害者が入所していることから、入所者全体の高齢化や障害の重度化が進んでおり、手厚い支援が必要な入所者が増加している。

- 看護師を始めとする専門職員の退職・離職が進む一方、新規職員の確保が困難であることから、経験豊かな支援スタッフの確保が不十分である。

#### (課題解決に向けた検討の視点)

- 高齢化や障害の重度化に対応した支援の充実を図るためには、どのような取り組みが必要か。
- 地域の医療機関等との連携を図るためには、どのような取り組みが必要か。

#### (課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、県立施設としてのセーフティネットを果たすため、船形コロニーは高齢化や障害の重度化に対応した支援体制の整備が必要であるとの意見が出された。

特に看護師や介護福祉士などの専門職員の確保に向けた対応策については、地域の医療機関を活用して連携を図ることや、民間等における先行事例を参考にすべきであるとの提案がなされた。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

#### (主な意見)

- 高齢化や障害の重度化に対応できるセーフティネットのシステムを構築すべきである。地域で暮らすことができなくなった障害者を受け入れるためにも、医療機関との連携や看護師の確保に向けた機能の拡充や支援体制の構築が必要である。
- 高齢化の問題は、民間施設においても同様の問題である。船形コロニーだけではなく県全体の問題として認識すべきである。
- 入所者の高齢化とともに家族も高齢化していく。今後、家族との関係をどのように維持し、支え合っていくかという視点が必要である。
- 病院における看護師の確保以上に、施設関係の看護師が充足されていないことは大きな課題である。医療的ケアを必要とする施設の人材確保に真剣に取り組むべきである。
- 看護師の確保は、障害福祉のみならず、福祉全体の大きな課題として認識すべきである。課題解決に向けて、県として、より踏み込んだ対応策が必要である。
- 看護師の人材確保や地域医療機関との連携は必要であるが、障害に理解のある専門医師との支援体制の構築など、具体的な連携や支援策について検討すべきである。
- 看護職だけではなく、支援員など専門職員の確保に向けた取り組みが必要である。
- 施設の医療機能のあり方や医療連携システムの構築など、幅広い視点で検討する必要がある。きめ細かい支援策を講じることで、引き続き入所者の生活環境を保障すべきである。
- 地域医療と連携し、機能の充実を図るには、県立施設がその中核を担うべきであり、そのための体制整備を図る必要がある。

- 高齢者福祉分野では、特別養護老人ホームなどにおいて医療との連携が進んでいる事例がある。障害福祉分野においても同様に、医療との連携が図られるような施設の充実を目指すべきである。
- 県立施設の平均年齢や平均障害支援区分と同程度の入所者を受け入れている民間施設もある。実態を踏まえ、県立施設と民間施設との役割分担を整理すべきである。

### 船形コロニーの施設・設備の老朽化への対応

#### (現状と課題)

- 船形コロニーでは、昭和48年から順次、入所棟として5棟が整備されたが、地域生活移行の進展や施設の老朽化等に伴い、平成18年3月末には「はちくら園」が、平成19年3月末には「セルプふながた」がそれぞれ閉鎖されている。
- 現在、使用している入所棟は「おおくら園」、「かまくら園」、「とがくら園」の3棟であるが、いずれも築20年以上が経過している。このうち最も古い入所棟である「おおくら園」は、昭和49年10月に開設しており、建築してから約40年が経過している。
- 当該入所棟の法定耐用年数は47年（鉄筋コンクリート造の寄宿舍用）であるが、県では、これまで大規模修繕など施設維持のための措置を講じてこなかった。このため、施設・設備の老朽化に伴う不具合（雨漏り、屋根・外壁の亀裂等）が発生しており、使用できない居室等が発生していること、また、「おおくら園」では、バリアフリーに未対応であるために車椅子移動が困難な状況にあるなど、入所者の日常生活や入所希望者の受け入れ等にも影響が生じている。
- 啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の一つとして、今後、受け入れるための環境整備が必要となっている。
- 今後、県において施設整備に関する方針を早急に打ち出すことが必要となっている。

#### ◆各入所棟の状況

建物名	建築年	経過年	耐震化	スプリンクラー	バリアフリー化	主な入所者	状況
おおくら園	S49	40年	済	設置済	未対応	重度障害	老朽化により不具合箇所多数
かまくら園	S56	33年	済	設置済	対応済	行動障害 自閉的傾向	軽微修繕済
とがくら園	H5	21年	済	設置済	対応済	要介護 要医療	軽微修繕済
はちくら園	S48	41年	済	未対応	未対応	—	H18.3 閉鎖
セルプふながた	S52	37年	済	未対応	未対応	—	H19.3 閉鎖

#### (背景・原因)

- これまで大規模修繕が未実施であり、対処療法的な修繕の実施にとどまっていた。

### (課題解決に向けた検討の視点)

- 船形コロニーの施設整備に当たり、どのような考え方や方向性で進めていくべきか。
- 啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れるためには、どのような施設整備が求められるか。

### (課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、船形コロニーの施設整備に当たっては、入所ニーズに対応するためには入所施設を増やすべきであるという意見や、現在の障害福祉施策を踏まえて地域に分散して整備すべきであるという意見が出された。また、船形コロニーの施設整備と併せて、地域における民間のグループホームや入所施設の整備を促進すべきであるとの意見が出された。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

#### (主な意見)

- 船形コロニーに限らず、基本的な問題として県内の施設・定員の絶対数が少ない。各地域に入所施設を整備すべきである。定員数についても将来の需要を考慮して増やすべきである。
- 船形コロニーは、県全体におけるセーフティネットの役割を果たすべきであり、そのような視点からの施設整備が必要である。
- 現在の障害福祉施策の流れからすれば、1か所に集約させるのではなく、小中規模の施設を分散して整備し、各地域の支援機能の向上を図るべきである。小中規模に分散すれば将来的な民間移譲も容易となる。県内の各地域に施設を分散させた場合に、経費はかかると思われるが、財政面を前提として福祉を考えるべきではない。より故郷に近い住み慣れた地域での生活が可能となるよう、利用者本位で検討すべきである。
- 船形コロニーのみならず、地域における施設整備や体制整備を早急に進めていく必要がある。県が地域に入所施設を建設し、利用ニーズに対応すべきである。
- 現在の船形コロニーでは、人材確保や支援のあり方などの課題がある。大きい施設を建てることには限界があることを、現在の船形コロニーが示している。
- 施設整備に当たっては、施設の規模だけでなく、どのような機能を持たせるかが重要である。県立施設において、地域や民間が困った時に助言・指導を行う先導的な機能があれば、地域も安心できる。
- 船形コロニーの整備と並行して、地域における民間のグループホームや入所施設の整備を促進することにより、障害者の居住の場の選択肢を確保すべきである。

### **地域生活移行を可能にするための環境整備**

#### (現状と課題)

- 県では、平成23年3月に策定した「宮城県障害福祉長期計画(みやぎ障害者プラン)」において、障害のある人の地域生活移行の推進を掲げている。

- 障害者が住み慣れた地域で生活していくためには、地域での受け入れ先となるグループホームや民間施設などの住まいの場の確保、日中活動の場の充実、相談支援体制の整備など、広範な領域にわたる支援体制の構築が求められている。
- 県立3施設において、これまで地域生活移行を希望した障害児者については、その受け入れ先となるグループホーム等が整備され、移行が一定程度進んだところであるが、現入所者の殆どが重度・最重度の障害児者であること、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、以前よりも地域生活移行の動きが鈍化している。
- このため、県立3施設では、入所児者の固定化や入所期間の長期化が進んでおり、施設機能が十分に発揮されていない要因の一つとなっていることから、地域生活移行を可能にするための地域の環境整備が必要となっている。
- 地域のグループホーム等においては、利用者の高齢化が進んでおり、グループホームでの生活が困難となり、入所施設に再入所するケースも増えている。また、65歳以上は介護保険制度の適用を受けることになるため、介護保険適用の施設に移行する場合において、介護保険施設に空きが無いことや障害者への対応ができないとして断られるケースがあるなど、介護保険適用施設への移行を希望しても、スムーズな移行ができない状況となっている。

#### (背景・原因)

- 現行制度下のグループホームは、生活環境（バリアフリー化、車椅子対応、手すりの設置等）、支援体制（世話人、支援員の配置、医療的ケアへの対応等）ともに十分とは言えず、高齢化や障害の重度化を想定した場合に、安心して移行できる状況にない。
- 地域生活移行を支援するための県立施設と民間事業者、市町村及び相談支援事業所等の情報共有や連携が不十分である。

#### (課題解決に向けた検討の視点)

- 地域生活移行を円滑に進めるためには、どのような取り組みが求められるか。
- 地域での受け入れを可能とするためには、どのように環境整備を進めていくべきか。

#### (課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、地域のグループホーム等においても高齢化や障害の重度化への対応が課題となっており、地域での生活を可能とするためにも、全県的な対応策が必要であるとの意見が出された。

県立3施設は、可能な限り地域生活への移行を進めるための支援策や体制の充実が必要であるとの意見が出された一方で、地域生活への移行ありきではなく、入所者やその家族の不安の解消に努めながら、将来の進路を検討すべきであるとの意見があった。

また、将来的に地域での生活が困難になった場合に受け入れるなど、県立施設が地域



に対するバックアップの役割を担うことで、地域での支援体制が機能するとの意見が出された。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 地域生活移行が可能な入所児者については、県として地域生活移行を進めるための仕組みや体制を構築し、支援する必要がある。いつまでも入所施設で生活させるという考え方は改めるべきである。
- 地域のグループホーム等においても利用者等の高齢化や障害の重度化が進んでいる。地域における持続可能な生活環境の整備や支援策の充実が必要である。
- 地域の環境整備を進めることにより、利用者やその家族等に対して、可能な限り選択の機会や安全・安心が確保されるべきである。
- 地域生活移行を進めるためには、地域の社会資源を活用していく視点が必要である。
- 民間施設においても医療との連携や看護師の確保が切実な課題となっている。県立施設のみならず、全県的な対策が必要である。
- 施設の利用者やその家族は、地域生活への移行に対して、地域に追い立てられるという気持ちが強い。決して追い立てるものではないことを前提に検討すべきである。
- 宮城県の事情として、以前に地域生活移行を進め過ぎたことによる弊害が生じている。このような事情を考慮すれば、不安を与えるような地域生活移行であってはならない。
- 地域生活移行ありきではなく、利用者やその家族が安心して生活するにはどうすべきかという視点で、利用者の将来や進路について検討する必要がある。
- 施設から在宅に戻り、親が面倒をみることになったとしても、親が高齢になり施設に戻らざるを得ないケースや、障害者本人の高齢化に伴い、グループホームでは生活が難しくなるケースがある。県立施設は地域生活移行後のバックアップ施設としての支援体制を構築すべきである。
- 在宅支援など地域での生活支援は、入所施設というバックアップ機能があることで成立している側面がある。県立施設は、地域に対するバックアップ施設として位置づけられるべきである。
- 地域の受け皿として、施設を増やす方向性で考えるべきである。親は、親亡き後の子どもの行く末が心配であり、地域で安心して生活するためには、どのような整備が必要かという視点や議論が必要である。
- 地域生活移行を進める場合、家族との面会や施設から自宅への一時帰宅が容易になるためにも、県内の各地域に入所施設を分散して建てるべきである。
- 利用者やその家族からすれば、様々な選択肢があり、家族が納得できるような民間施設があれば安心して移行できるが、現在はその選択肢が無い。県が先導的な役割を果たして地域に施設を建てれば、安心して移行することができる。
- 地域で受け入れる施設が無ければ、いずれ県立施設に頼らざるを得ない。今後、県が施策を展開する中で、地域の受け入れ体制の充実が求められる。

## 4 県立障害児者入所施設の今後の方向性

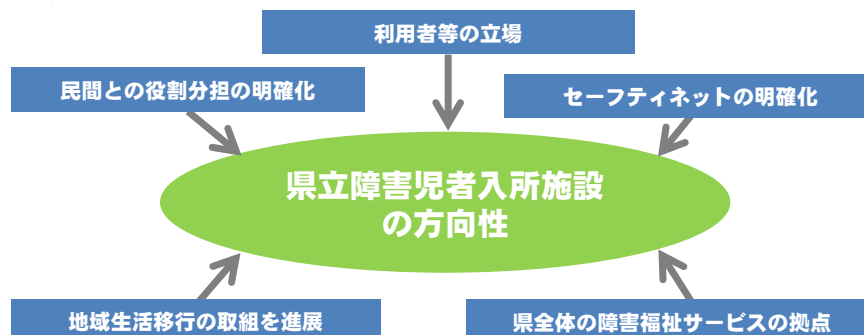
- 検討会では、県立3施設について、各施設が抱える課題の解決に向けて、県立施設としての方向性について検討及び整理を行った。
- 検討に当たっては、「検討に当たっての基本的視点」、「県立施設として運営する必要性」、「県立施設に期待する役割、求められる機能」、「民間施設等との連携・協力」の4つの観点から検討を行った。県立施設としての今後の方向性は以下のとおりである。

### (1) 検討に当たっての基本的視点

- 考慮すべき基本的視点は以下のとおりである。
- 検討会では、特に利用者等の立場からの視点が重要であり、現在の入所児者やその家族が不安にならないような配慮が必要であるとの意見が多く出された。

#### (基本的視点)

- **利用者等の立場からの視点**  
現入所児者にとっての入所施設は、長年住み慣れた生活の場所である。今後の生活の場を判断するに当たっては、現入所児者にとって望ましい支援のあり方及びその家族の意向を踏まえた検討が必要である。
- **民間との役割分担を明確化する視点**  
民間施設等との役割分担や、県立施設として県が果たすべき役割・機能を明確化し、民間で対応可能なものについては民間に委ねるという立場に立った検討が必要である。
- **県立施設が担うべきセーフティネットを明確化する視点**  
民間による支援では対応が困難なケースを支援するため、県立施設が担うセーフティネットの具体的な役割や機能を明確化することが必要である。
- **地域生活移行の取組を進展させる視点**  
地域での生活を希望する障害児者のニーズに対応するため、地域における課題を整理し、地域生活移行を実現するための環境整備や支援の充実に向けた検討が必要である。
- **県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させる視点**  
県立施設を県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させ、民間や地域の社会資源との連携を推進する支援体制の検討が必要である。



## (2) 県立施設として運営する必要性

- 県立施設として運営する必要性を整理すると以下のとおりである。
- 検討会では、県立施設としてのセーフティネットの役割を果たすためには各地域に県立施設を整備すべきであるという意見と、将来の県立施設の民間移譲の可能性を検討すべきであるとの意見が出された。今後も、地域の入所ニーズや民間施設等の整備状況の動向を踏まえ、県立施設として運営する必要性を検証していくことが望まれる。

### (現状整理)

- 県立3施設は、より手厚い支援や人員配置を必要とする重度・最重度の障害児者の入所支援の機能や、民間では採算性の観点から収支バランスを取ることが難しいセーフティネットを維持するため、これまで県立施設として運営されてきた。
- 県立3施設では、地域での生活が困難な重度・最重度の障害児者の受け入れ先としてのセーフティネットを担ってきた。近年、児童虐待の増加や障害者の高齢化、障害の重度化の進展により、これらに対応したセーフティネットや地域のバックアップを担う役割がこれまで以上に求められている。
- また、各施設において、地域生活移行や地域連携を進めるための支援体制や仕組みづくりのほか、高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや専門的な支援などの取り組みが求められている。

### (基本的な考え方)

- 県立3施設は、その施設の性格上、人員を手厚く配置する必要があるなど、いずれも収支バランスは取りにくく、支出が収入を大幅に上回る状況にあるため、事業採算の確保や喫緊の課題に対する取り組みの必要性を考慮すると、引き続き県立施設として運営し、その役割や機能を維持する必要がある。
- 現在、民間では受け入れが困難な重度・最重度の障害児者の受け皿としての役割を担っていること、また、入所児者数は定員数に達していること、入所を希望する待機児者もいることから、今後もセーフティネットとしての必要性は高く、県立施設として求められる役割を今後も果たす必要がある。
- また、県立施設として専門的支援や課題解決に向けた支援などの取り組みを進めるとともに、地域の民間施設や社会資源との連携を図ることで、県全体の支援体制の充実に繋げる必要がある。
- 今後の支援体制の充実に当たっては、可能な限り民間の活力を活用すべきであるが、事業採算性などにより、民間での対応が困難な場合は、県立施設がその役割を担う必要がある。
- 以上を踏まえ、県立3施設は、県が平成23年3月に策定した「宮城県障害福祉長期計画(みやぎ障害者プラン)」に基づき、当面の間は、指定管理者制度を活用することにより、効率的・効果的な施設運営を図っていく必要がある。

- なお、指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用して、住民サービスの向上と管理経費の節減を図ることにあることから、今後も、その設置目的や社会情勢の変化等を踏まえ、県立施設としての必要性の検証を行うなど施設運営のあり方に関する検討を継続していくことが求められる。

#### (今後の方向性に対する意見)

- 地域生活移行を推進しながら、同時にセーフティネットとなるような県立施設を先導的に整備すべきである。まずは県内1～2か所に施設を整備し、将来的には圏域ごとに整備すべきである。
- 現在の県立施設以外にも、地域に根ざした入所施設を建てる必要がある。まずは県が建てることで入所ニーズに対応すべきである。
- 現在よりも入所者の状況を悪化させないことを前提として県立施設のあり方を考える必要がある。利用者やその家族に対する丁寧な対応が今後も求められる。
- 県立だから充実した支援ができるとは限らず、民間施設の方が質の高い支援を行っている事例もある。船形コロニーは、いつまでも県立施設として運営するという考え方はなく、将来の民間移譲の可能性を模索すべきである。
- 県立施設の必要性や民営化の可能性を検討すべきである。分散型は民営化と密接に関係する。集約して大きい施設にすれば民間では引き受けず、県立施設として運営せざるを得ない。反対に、小さい規模で分散すれば、部分的な民間移譲が容易となる。船形コロニーは、将来の民営化を見据えて、分散型で整備すべきである。
- 人材の育成・確保など、現在の指定管理者の団体に起因する課題がある。今後も指定管理者として継続することが妥当かどうかを含めた検討が必要である。

### (3) 県立施設に期待する役割、求められる機能

- 今後、県立3施設に期待する役割や求められる機能を整理すると以下のとおりである。
- 検討会では、県立施設が担う基本的役割や機能を果たすための具体的な仕組みの検討のほか、支援を行う職員の確保が必要であるとの意見が出された。また、新たな役割や機能を付加する場合は、それを実現するための組織体制が担保されることが必要であること、県立施設として先導的・先駆的な取り組みを行うべきであるとの意見などが出された。

#### (基本的役割)

- **県全域のセーフティネットの役割【セーフティネット】**  
事業採算性を含めて民間での対応が困難な障害児者を受け入れ、セーフティネットとしての役割を引き続き担う必要がある。

○ **民間をバックアップする役割【バックアップ】**

民間施設等での支援が一時的に困難となった障害児者を受け入れるとともに、安定した後に民間施設等へ再入所するに当たり、支援方法に関する指導・助言を行うなど、民間をバックアップする役割が求められる。

○ **地域の社会資源をコーディネートする役割【コーディネート】**

民間施設や障害福祉関係者との連携や情報共有を図るとともに、民間の優れた取り組みに関する情報の収集や提供を通じて、県全体の支援技術の底上げを図る必要がある。

**(基本的機能)**

**〔入所児者の支援機能〕**

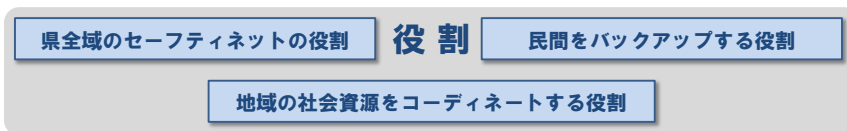
- 入所児者に対する安全・安心な生活環境の提供  
(親の高齢化、親亡き後を視野に入れた支援機能を果たす場の提供)
- 緊急的・突発的なケースに対して常時受け入れを可能とする支援の提供  
(要保護児童、地域での生活が困難となった障害者に対する弾力的な対応)
- 医療的ケアなどの専門的支援、入所児者の特性やライフステージに沿った総合的支援
- 地域生活移行のための入所児者の自立に向けた支援の提供
- 入所児者に関する家族や関係機関などとの情報共有
- 入所児者への支援の手法や今後の進路等に関する相談支援の提供

**〔地域の障害児者の支援機能〕**

- 施設を退所した障害児者への支援や、地域での生活が困難になった障害者の受け入れなど障害児者の家族・地域に対する支援の提供
- 要保護児童など緊急的・突発的なケースへの対応及び障害児者の家族等のレスパイトに対応した短期入所サービスの提供
- 施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート(調整)する相談支援の提供

**〔県全域の障害福祉の拠点機能〕**

- 関係機関、民間事業者等との情報共有を図る支援ネットワークの構築  
(対外的な分かりやすさと透明性の確保、関係者や関係機関との密接な情報共有)
- 県全域における重度・最重度の障害児者を支援する人材の育成・確保
- 地域や民間施設等に対する専門的知識や技術の提供及び県全域への普及



**（今後の方向性に対する意見）**

- 施設から在宅に戻った場合に、親が高齢になれば、再び入所施設等を利用することになる。その際に、再び受け入れ可能な状態でなければ、県立施設としてのセーフティネットの役割・機能は果たされない。
- 移行支援に当たっては、移行のための調整機能の主体を明確にした上で、具体的な調整機能の仕組みの検討、構築が必要である。
- 拠点機能としての支援ネットワークの構築や人材の育成・確保に向けた具体的な検討が必要である。障害という多様な特性に対して、丁寧に対応していくことが大事である。そのためにも専門職員の育成・確保に向けた取り組みが重要である。
- 地域支援機能や障害福祉拠点機能など新たな役割や機能を付加する場合は、現場任せにせず、それを実現するための組織体制やシステムが担保されることが求められる。
- 県立施設は、民間では支援手法や運営ノウハウの蓄積や実績がない事例や、経営面から民間による取り組みが見込まれない事例について、民間事業者の有するノウハウを活用して先駆的な支援に重点的に取り組むことが求められる。
- 県立施設は、他の民間施設や地域のモデルとなるとともに、培った支援方法に関する専門知識や技術を民間へ提供するなど、民間を先導する役割が求められる。

**（４）民間施設等との連携・協力**

- 県立３施設は、地域の民間施設等や各支援機関と連携・協力し、支援機能を相互補完することにより、地域におけるセーフティネットを構築し、県全体の障害福祉サービスの拡充を図っていく必要がある。
- 検討会では、地域や民間施設等との連携が必要であり、特に医療と福祉との連携が重要になるとの意見が出された。また、県立施設は民間施設等とのネットワークを構築するとともに、先導的・先駆的に取り組む民間施設の事例を活用すべきであるとの意見が

出された。今後は民間施設等との連携・協力に向けた具体的な検討が望まれる。

#### (基本的な考え方)

- 県立施設は、地域生活が困難な障害者の受け入れ先として、県全域のセーフティネットの役割を維持するとともに、民間施設や地域の支援機関をバックアップする役割を担うほか、民間との連携や情報共有を図りながら、地域の社会資源を繋ぎ、コーディネートする役割を担う必要がある。
- 民間施設は、在宅生活が困難な障害者の受け入れ先として、各地域におけるセーフティネットの役割を担う拠点施設として位置づける必要がある。

#### (地域の環境整備の促進)

- 現在、重度・最重度の障害者は、県立施設を中心として受け入れているが、今後は、住み慣れた地域にある入所施設やグループホームなどで生活できるよう、地域支援機能の充実に向けた取り組みや地域に対する支援を行う必要がある。
- 県立施設と民間施設等との相互連携により、支援手法や運営ノウハウ等の専門的な知識や技術の共有及び高度化を図ることにより、県立施設のみならず、地域の民間施設等の支援機能を拡充させていく必要がある。
- 地域で安心して地域で生活できるよう、障害者の高齢化や障害の重度化に対応したグループホームや共生型グループホームの整備や、地域の社会資源等との支援ネットワークの構築などの地域生活環境の基盤整備が必要である。

#### (役割分担)

- 県立施設と民間施設等との役割分担について整理すると、以下のとおりである。

##### 〔県立施設（対象：県全域）〕 ※再掲

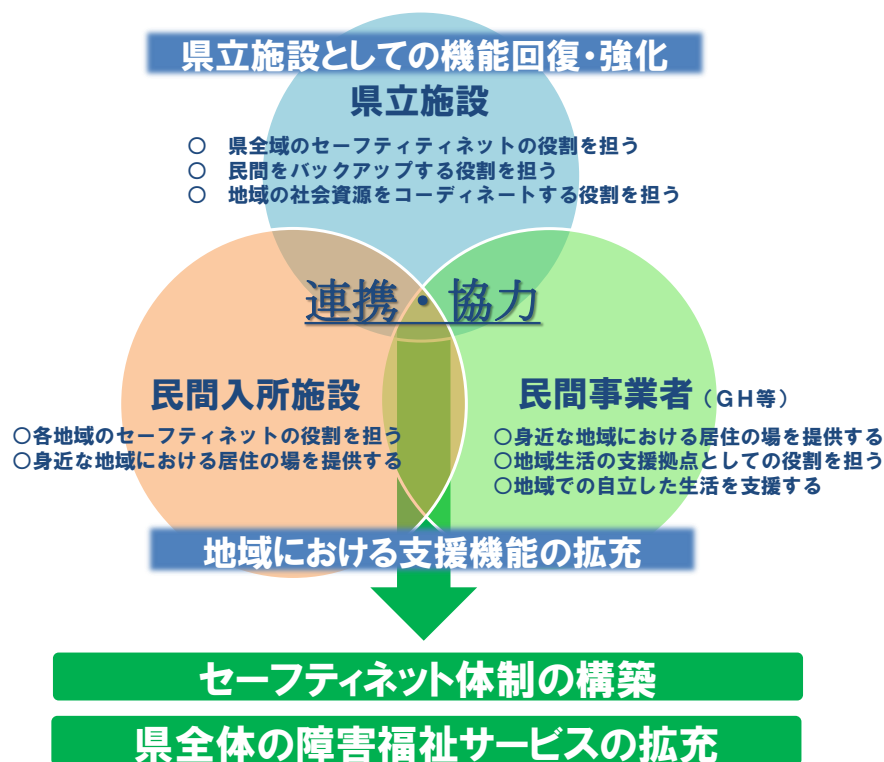
- 県全域のセーフティネットの役割を担う
- 民間をバックアップする役割を担う
- 地域の社会資源をコーディネートする役割を担う

##### 〔民間入所施設（対象：各地域）〕

- 各地域のセーフティネットの役割を担う
- 住み慣れた身近な地域における居住の場を提供する

##### 〔民間事業所（グループホーム等）（対象：各地域）〕

- 住み慣れた身近な地域における居住の場を提供する
- 地域生活の支援拠点としての役割を担う
- 地域での自立した生活を支援する



**（今後の方向性に対する意見）**

- 県立施設は、地域の民間施設と連携することで、県全体におけるセーフティネットの役割を果たすべきであり、そのための機能を持つべきである。地域にとって安心できる機能が県立施設に無ければ、地域のセーフティネットは機能しない。
- 民間の方が先導的・先駆的な取り組みが進んでおり、民間が地域において果たす役割は大きい。県立施設は、ノウハウを持つ民間施設を上手に活用することから始めた方が早期に効果が見込まれ、効率的である。
- 今後は特に医療との連携がますます重要になる。医療と福祉を繋ぐためには、県の役割が大きい。医療との連携体制が構築できれば、民間施設においても高齢化や障害の重度化への対応が可能になる。
- 県において、既存のシステムや社会資源を上手に取り込み、活用することが重要である。特に医療分野については、県が責任を持って、県内にある医療のシステムや社会資源を繋ぐ役割を果たすべきである。
- 県立施設が核となり、地域とのネットワークを組む体制を整備すべきである。今後は、地域の民間事業者とのネットワークの構築を念頭に置きながら、地域の施設整備の方向性を検討すべきである。
- 民間施設においても、以前と現在とでは、支援の方法や手法が変化している。民間施設が、質の高いサービスの提供のあり方を試行錯誤する中で、今後、県立施設として、どのようにサポートするかという視点が必要である。



## 5 各施設等の今後の方向性

- 県立3施設等における今後の方向性を以下のとおり整理する。
- 検討会では、県立3施設の今後の方向性を検討するに当たっては、地域における環境整備や人材の育成・確保に向けた取り組みと併せて検討することが必要であるとの意見が出されたことから、「地域の環境整備」と「人材の育成・確保」の方向性についても整理を行った。

### (1) 啓佑学園

- 啓佑学園は、知的障害児に対する県全体のセーフティネットの役割を担い、重度・最重度の障害児や虐待を受けた障害児等の知的障害児を受け入れるほか、緊急的な入所ニーズに対応できる体制を構築する必要がある。
- 福祉型障害児入所施設としての本来の役割・機能（療育・保護及び自立支援）を回復させる必要がある。
- 18歳以上入所者の受け入れ先として船形コロニーを建て替え、平成29年度末までに新たな居住の場を確保する必要がある。併せて、地域のグループホーム等を整備促進することにより、新たな居住の場を創出し、障害者とその家族の選択肢を広げる必要がある。
- 新規入所児童の受け入れを確保するため、18歳以上入所者に対して新たな居住の場を創出することにより、新規入所児童の入所枠を確保するとともに、短期入所や一時保護の機能拡充を図る必要がある。併せて、民間施設における障害児入所施設設置の可能性について調査検討を進める必要がある。
- 児童福祉法の改正に伴い、18歳以上入所者に対して平成29年度末までに新たな居住の場を確保する必要があること、今後も一定の入所ニーズが見込まれるため、当面は現在の定員数（60人）を維持し、支援体制の構築に取り組む必要がある。

### (今後の方向性)

- **18歳以上の入所者の円滑な移行に向けた取り組みの推進**  
平成29年度末までに、18歳以上入所者の受け入れ先の確保に向けて、本人やその家族等の意向を踏まえながら、計画的に且つ着実に取り組む必要がある。  
併せて、船形コロニー及び民間のグループホーム等を整備することにより、受け入れ先の確保に向けた取り組みを行うことが求められる。
- **セーフティネットの役割と機能の強化・拡充**  
虐待その他の家庭の事情等により、家庭での生活が困難な要保護の障害児を受け入れ、保護及び療育する必要がある。
- **個別支援・専門的支援の充実**

・ 身辺自立や社会生活自立に向けた支援を通じた療育支援の専門性向上

重度・最重度及び強度行動障害を有する障害児に対し、その成長に応じた身辺自立や社会生活自立に向けた支援を行う必要がある。

・ 入所児童の適切な進路目標の設定

退所後の生活の場の確保に向けた支援など、将来的な進路を見据えた個別支援の充実を図る必要がある。

・ 家族支援機能の向上

児童相談所等との関係機関と連携しながら、児童虐待や親子関係の再構築に向けた家族支援など、きめ細かい専門的な支援・相談機能の充実を図る必要がある。

(取り組むべき方策・対策)

(18歳以上入所者の円滑な移行に向けた取組)

- 18歳以上入所者の個別移行計画の策定
- 進路に関する情報提供、相談支援体制の構築

(セーフティネットの役割と機能の強化・拡充に向けた取組)

- 入退所に当たっての基本ルールや判断基準の整理及び徹底
- 緊急時の受け入れ体制の整備（短期入所枠の拡充、支援体制、人員の確保）

(個別支援・専門的支援の充実に向けた取組)

- 有目的（療育、保護及び自立支援）・有期限（原則18歳まで。最長20歳まで）を原則とした個別支援
- 中度・軽度の障害児の受け入れ推進に関する検討

(その他取り組むべき方策・対策)

〔第二啓佑学園〕

- 地域生活または民間入所施設等への移行希望者に対する移行支援
- 入退所に当たっての基本ルールや判断基準の整理及び徹底
- 生活スキルの向上のための自立支援メニューの充実

〔船形コロニー〕

- 船形コロニーの施設整備（必要となる居室数の確保、居住環境の整備）及び支援体制の整備（人材育成・確保）
- 船形コロニーの入所枠の確保（＝地域生活または民間入所施設等への移行希望者に対する移行支援）

〔地域・民間施設等〕

- 地域生活移行先としての適切な居住の場の確保に向けた地域の環境整備（高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等）
- 民間の福祉型障害児入所施設の創設促進
- 専門職員の人材育成・確保に向けた取組

### (スケジュール)

- 平成29年度までは、18歳以上入所者に対する地域生活または障害者支援施設等の受け入れ先の確保及び18歳未満入所児童の退所後を見据えた支援体制の構築に取り組む必要がある。
- 平成30年度以降は、啓佑学園及び第二啓佑学園の入所状況等を踏まえ、適正な定員数及び支援のあり方を再検討し、必要に応じて施設の役割・機能の見直しを行う必要がある。

## (2) 第二啓佑学園

- 第二啓佑学園は、障害者支援施設として、主に地域生活や民間施設等への移行が困難な啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れ、将来の生活の場の選択肢を広げるための自立支援機能の充実を図る必要がある。
- 併設する啓佑学園の定員数を維持すること、今後も啓佑学園からの一定の入所ニーズが見込まれることから、当面は現在の定員数(30人)を維持し、支援体制の構築に取り組む必要がある。

### (今後の方向性)

- **障害の特性に応じた生活スキルの向上のための自立支援メニューの充実**  
入所者の自立した生活の実現に向けて、障害者支援施設としての日中支援や入所支援を通じて、日常における生活習慣の確立や社会生活への適応性を高めるとともに、生活スキルの向上のための個別支援や情報提供を強化することが求められる。

### (取り組むべき方策・対策)

- 社会生活への適応性を高め、自立した生活を可能とするための自立支援メニューの作成・提供
- 入所者に関する定期的なアセスメントの実施による、入所者の特性や家族の意向を踏まえた適切な支援メニューの作成・提供
- 入所者の家族や関係機関との連絡調整、新たな居住の場に関する情報提供等によるスムーズな入退所を可能とする仕組みの検討・構築

### (その他取り組むべき方策・対策)

#### [地域・民間施設等]

- 地域生活移行先としての適切な居住の場の確保に向けた地域の環境整備  
(高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等)

### (スケジュール)

- 平成29年度までは、啓佑学園の18歳以上入所者からの受け入れを可能とするため、

地域生活移行希望者に対する移行支援及び入所者の生活スキルの向上のための自立支援を行う体制の構築に取り組む必要がある。

- 平成30年度以降は、啓佑学園及び第二啓佑学園の入所状況等を踏まえ、適正な定員数及び支援のあり方を再検討し、必要に応じて施設の役割・機能の見直しを行う必要がある。

### (3) 船形コロニー

- 船形コロニーは、障害者支援施設の中核施設として、重度・最重度の知的障害者を受け入れ、県全域のセーフティネットの役割を担うほか、いざという時に県内の民間施設等をバックアップする役割を担うことが求められる。
- 入所者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応するため、医療機関との連携及び看護師の確保に向けた機能の拡充や支援体制の構築を図る必要がある。
- 入所者が快適に生活できるよう、老朽化した現施設を建て替えし、安全・安心な居住環境を整備する必要がある。建て替えに当たり、啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れるための必要な整備を行うとともに、地域の支援体制の機能向上を図るため、センター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を備えた地域の民間施設等を支える拠点施設として位置づける必要がある。
- 施設の建て替えに当たっては、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れを考慮し、現在の定員数（300人）を維持する必要がある。

#### (今後の方向性)

##### ○ セーフティネットを果たすための支援体制の拡充

県内の障害者支援施設の先導役として、家庭や地域での生活が困難な重度・最重度の障害者を受け入れることにより、セーフティネットの役割を果たす必要がある。

高齢化に伴う医療的ケアや強度行動障害に対応した支援のニーズが高まっており、看護師等の専門職員の確保など、セーフティネットを維持するための支援体制の拡充を図る必要がある。

##### ○ 施設建替に向けた施設整備のあり方や整備方針等の検討

老朽化した現施設の建て替えに向けて、将来の施設整備のあり方や整備方針に関する具体的な検討を進めることが求められる。

検討に当たっては、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の一つとなることも考慮する必要がある。

##### ○ 地域生活移行の促進に向けた個別支援の強化

地域生活移行が可能な入所者については、より社会生活への適応性を高め、自立した生活ができるような個別支援や自立支援に取り組む必要がある。

### (取り組むべき方策・対策)

(入所者の高齢化，障害の重度化等への対応)

- 医療的ケアや強度行動障害に対応した専門職員の確保や支援体制の構築
- 看護師などの専門職員の人材育成・確保
- 地域医療機関等との連携体制の構築

(施設・設備の老朽化への対応)

- 啓佑学園の18歳以上入所者の移行先確保や，船形コロニーの老朽化を踏まえた，船形コロニーの具体的な施設整備のあり方や方向性に関する検討
- 施設整備（建て替え）のための基本方針，基本構想の策定

(地域生活移行支援)

- 社会生活への適応性を高め，自立した生活を可能とするための自立支援メニューの作成・提供
- 入所者に関する定期的なアセスメントの実施による，入所者の特性や家族の意向を踏まえた適切な支援メニューの作成・提供
- 地域生活移行等を希望する家族等への相談支援のための体制の整備
- 短期入所機能や相談支援機能の拡充
- 施設退所後のフォローアップ支援
- 民間の障害者支援施設等に対する専門的支援やノウハウ等の提供

(その他取り組むべき方策・対策)

[地域・民間施設等]

- 地域生活移行先としての適切な居住の場の確保に向けた地域の環境整備  
(高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等)

### (施設整備の基本的な考え方)

- 啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の確保及び船形コロニーの老朽化への課題に対応するためには，平成29年度末までに，一定の入所定員を確保できる施設整備が必要である。
- 整備形態として，県内1か所に集約して整備する「集約型」と，県内の各地域に分散して整備する「分散型」が想定される。検討会においても，県立施設としての役割や財政負担の観点からの「集約型」と，地域における支援機能の充実や将来的な民営化を想定した観点からの「分散型」の両論が出された。今後，それぞれのメリット，デメリット及び将来的な民営化の可能性について，利用者や関係者等の意見を踏まえながら，具体的な比較検討を行い，整備方針や整備スケジュール等を決定していくことが求められる。
- 一方，特に啓佑学園の18歳以上入所者の移行先の確保は喫緊の課題であり，限られた期間内に施設整備を行い，早急に居住の場を確保する必要がある。このため，啓佑学

園の18歳以上入所者の移行先として確保すべき施設整備を先行して行い、残りの施設整備については、時間をかけて段階的に建て替える手法を検討すべきと考えられる。

- 施設整備に当たっては、限られた財源を有効に活用できるよう、経済性・効率性の確保を目指すとともに、民間の障害者支援施設や障害福祉サービス事業者を始めとする地域の社会資源との連携・協力により、障害者の支援の充実も確保していく視点が必要である。
- 施設整備と併せて、地域の医療機関や相談支援機関等との連携が図られ、施設の専門職員などの人材が十分に確保できる施設とするため、地域との連携や人材の確保に取り組む必要がある。
- 今後は、当事者である利用者やその家族の意向のほか、現場で働く職員の意向を確認するなどの配慮や丁寧な対応が求められる。
- 今後の施設整備の具体的な検討に当たっては、前述の内容を整理し、基本コンセプト等を検討するための場を個別に設定し、総合的・計画的に検討を進めていく必要がある。

#### (施設整備に対する意見)

- 啓佑学園の18歳以上入所者の移行先を早期に確保するためには、受け皿となる施設を現在の船形コロニーの場所に整備すべきである。残りの施設整備については、利用者目線から施設のあり方を検討し、時間をかけながら段階的に整備していくべきである。
- 利用者に対するきめ細やかな支援を行い、より透明性を確保するためには、今後、分散型の施設整備を検討すべきである。1か所の集約型は利用者目線での結論とは言えない。例えば、県内を3つの圏域にして、定員数80人+児童10人の多機能型のユニットタイプの入所施設とすることで、高齢になっても、引き続き同じ場所での生活が可能となる。
- 地域によって環境や社会資源が異なるはずであり、地域に根ざしたネットワークをつくらうとするのであれば、施設を分散させて、それぞれに主要な機能を備えたセンター機能を持たせ、各圏域の実情に合わせた方法で支援をしていく必要がある。
- 小さい規模であればあるほど、将来的な民営化が容易になる。また、各圏域に整備することで、地域における入所施設の役割や機能が活きる。大規模な施設を1か所に整備することは、県の障害福祉施策が20年後退するに等しい。

#### (スケジュール)

- 平成29年度までは、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の確保や船形コロニーの老朽化の課題に対応するため、一定の入所定員を確保するための施設整備及び支援体制の整備を行う必要がある。
- 平成30年度以降は、船形コロニーの入所状況等を踏まえ、適正な定員数及び支援のあり方、新たな施設整備の必要性を再検討し、必要に応じて施設の役割・機能の見直しを行う必要がある。

#### (4) 地域の環境整備

- 県立障害児者入所施設のあり方は、障害児者の地域生活を支える環境整備と密接に関連している。
- 今回の検討会を通じて、障害児者やその家族が安心して生活できるための環境整備は十分ではなく、親亡き後を考えると、入所施設に頼らざるを得ない状況にあることが改めて確認された。
- 今後の取り組みに当たっては、県立障害児者入所施設の役割、機能の再編に対応した地域の環境整備を行っていくことが必要である。障害児者の居住の場の選択肢を広げ、希望する場所で安心して生活ができるよう、社会福祉施設等施設整備費補助事業等の活用により、高齢化や障害の重度化に対応したグループホームや関連施設等の整備を促進するとともに、地域の医療機関やその他の社会資源との連携・協力体制を構築し、障害児者を地域で支えるための体制づくりに取り組む必要がある。
- 県立3施設においては、入所児者本人の意志や特性を把握しながら、地域生活移行を可能とする支援体制の整備を行う必要がある。

#### (今後の方向性)

- **地域生活移行の促進に向けた支援体制の整備**  
施設の入所児者の地域生活移行に向けた本人の意志や特性を把握し、それに向けた支援を行う体制を整備していくことが必要である。
- **重度の障害児者の生活の場の選択肢の拡充**  
重度の障害があっても、高齢となっても、希望する場所で安心して生活できるよう重度の障害者の生活に対応したグループホーム等の居住の場や入所可能な施設の確保を推進することが求められる。
- **重度の障害児者の生活を地域で支えるための環境整備**  
生活の場の整備に併せて、地域の医療機関やその他の社会資源との連携・協力体制を構築していく必要がある。

#### (取り組むべき方策・対策)

- 職員の支援技術の向上に向けた取り組み
- 重度障害者の地域生活を可能とするための地域の環境整備  
(高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等)
- 地域の社会資源等との障害児者支援ネットワークの構築・強化

#### (その他取り組むべき方策・対策)

##### [啓佑学園，第二啓佑学園，船形コロニー]

- 地域生活移行が可能な入所児者に対する移行支援

#### (今後の方向性に対する意見)

- 障害者支援施設の定員の増員については、グループホームや支援体制の整備を推進しつつ、その必要性を見極めていくことが必要である。

#### (5) 人材の育成・確保

- 県立障害児者入所施設の支援の充実及び障害児者の地域生活を支える環境整備に当たっては、それを担う人材の確保が欠かせない。しかしながら、福祉に従事する人材の確保が非常に困難になっており、早急な対策が必要である。
- 特に看護師の確保は困難であり、医療が必要な方への支援ニーズが増えている中で切実な問題となっている。医療的ケアが必要な障害者への支援ニーズに対応するため、看護師や介護福祉士など医療や福祉等に従事する専門職の人材の確保に取り組む必要がある。
- 医療的ケアに対応するためには医師の協力が不可欠であることから、障害福祉に理解ある医師との連携や協力により、支援体制の充実を図る必要がある。

#### (今後の方向性)

- **集中的な人材確保策の取組**  
県立施設としてのセーフティネットの役割を果たすため、支援体制の拡充とともに、従事する職員の確保・充実に向けた取り組みが必要である。
- **医療分野との連携・協力体制の構築及び看護師の確保策の強化**  
入所者の高齢化や障害の重度化に対応するため、地域の医療機関や専門医師との連携・協力による支援体制の構築や看護師の確保に向けた取り組みが必要である。
- **障害福祉分野の人材育成の強化**  
県立施設として、民間では困難とされる分野の支援に取り組み、支援方法に関する知識やノウハウを民間事業者等へ提供することで、専門知識や技術の普及を図る必要がある。

#### (取り組むべき方策・対策)

- 高齢者福祉分野等と連携した人材確保策の展開
- 医療分野への積極的な働きかけと連携・協力体制の構築
- 県立障害児者入所施設への人材育成・研修機能の付加，充実



## 6 おわりに

- 県立障害児者入所施設のあり方検討会は、この報告書のとおり、各施設及び地域が抱える課題の解決に向けた取り組みや今後の方向性について幅広く検討を行った。
- 県立施設は、入所児者の障害特性やライフステージに合わせた支援目標の設定や定期的なアセスメントにより、地域生活や民間施設等への移行の可能性を追求する必要がある。一方、地域で生活するためには、グループホームの整備や日中活動の場の確保などの地域の環境整備のほか、関係機関との緊密な連携やいざという時のセーフティネットの体制整備が必要であり、県立施設と地域の体制整備を一体的に進めることで、入所者及び家族等の不安の解消に努めながら、居住の場の選択を広げる取り組みが求められる。
- 各施設に目を向けると、啓佑学園は、虐待等による緊急ケースへの対応が求められており、いざという時に必要な支援を受けられるよう、第二啓佑学園を含めた支援体制づくりが急務である。一方、船形コロニーは、障害者の高齢化や障害の重度化への対応が課題となっており、看護師や支援員等の専門職員の育成・確保を含めて、医療的ケアへの対応など更なる支援体制の充実に向けた計画的な取り組みが求められる。
- また、船形コロニーの施設整備については、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ時期や建て替え時期に併せて、ハード面・ソフト面双方からの一体的な整備が求められる。当面は期限が差し迫る啓佑学園の18歳以上入所者の受け皿の確保に向けて優先的に取り組む必要がある。県立施設として求められる役割や機能を具体的に整理し、施設整備に反映させるためには、段階的な施設整備についても検討していく必要がある。
- 今後の更なる検討に当たっては、利用者やその家族等への意向確認や情報提供など、丁寧な対応が望まれる。また、障害者が地域で自立した生活を送るためには、行政だけではなく、地域住民や民間事業者等の多くの関係者が主体的に関わり、実効性のある連携・協力体制のもとで、障害者の自立した生活の実現を目指す視点が重要である。
- なお、本報告書は、民間では担うことが困難な分野について、当面、県立施設として指定管理者制度により運営することを前提とした提言としているが、今後、地域の環境整備の進展や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて県立施設としての役割・機能を整理し、県立施設としての必要性を再検討する必要があることは言うまでもない。
- 最後に、本報告書は、今後の県立障害児者入所施設の基本的な方向及び地域生活の受け皿となる地域の環境整備等に関する意見・提言をまとめたものである。県においては、それぞれの課題に対して、今後、具体的な方策や対策を検討し、今回の意見・提言を踏まえた施策を着実に実現させていくことを強く期待する。

## 県立障害児者入所施設のあり方検討会開催要綱

### (目的)

第1条 県立障害児者入所施設の今後のあり方について学識経験者、民間施設運営者及び施設利用関係者等の意見の聴取を行うため、県立障害児者入所施設のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (検討内容)

第2条 検討会では、次の事項について意見をいただくものとする。

- (1) 児童福祉法改正に伴う18歳以上入所者の移行先確保に関すること。
- (2) 各施設の定員数に関すること。
- (3) 入所を必要とする要保護児童への対応に関すること。
- (4) 入所者の高齢化・障害の重度化への支援対応に関すること。
- (5) 施設・設備の老朽化対策に関すること。

### (構成等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

- 2 検討会に会長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。
- 3 会長は、検討会の会議において座長となる。

### (会議等)

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部障害福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第2条関係）

分 野	構成員数	摘 要
学識経験者	2人	
民間施設運営者	2人	
施設利用関係者	2人	
保健福祉行政関係者	4人	

県立障害児者入所施設のあり方検討会構成員名簿

(五十音順) (敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備 考
富谷町福祉部長寿福祉課	課長	安積 春美	
東北学院大学 経済学部共生社会経済学科	教授	阿部 重樹	会長 (座長)
仙台白百合女子大学 人間学部心理福祉学科	教授	大坂 純	
社会福祉法人白石陽光園	常務理事	太田 清記	
宮城県中央児童相談所	所長	鎌田 康弘	
大崎市民生部社会福祉課	課長	鎌田 孝博	
仙台市北部発達相談支援センター	所長	佐久間 幸一	
宮城県啓佑学園親の会	会長	菅原 賢二	
宮城県船形コロニー育成会	会長	高見 恒憲	
社会福祉法人栗原秀峰会	総合副施設長	二階堂 明彦	

### 検討会の検討経過

会議	日時	主な検討内容
第1回 検討会	平成26年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会の設置目的とスケジュール</li> <li>・ 県立障害児者入所施設の現状と課題の整理</li> </ul>
第2回 検討会	平成26年 7月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立施設としての今後の方向性</li> <li>・ 地域生活移行や地域連携に向けた地域の課題の整理 (啓佑学園の18歳以上入所者の移行先確保) (新規入所児童の受け入れの確保)</li> </ul>
第3回 検討会	平成26年 8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立3施設の今後の方向性 (施設整備を除く)</li> </ul>
第4回 検討会	平成26年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立施設の役割・機能 (再整理)</li> <li>・ 船形コロニーの施設整備の方向性</li> </ul>
第5回 検討会	平成27年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船形コロニーの施設整備の方向性</li> <li>・ 県立障害児者入所施設の今後の方向性 (まとめ)</li> </ul>

**資料編**

**1 宮城県の知的障害児者数等**

◆宮城県の障害児者数の状況について（平成26年3月31日現在）（単位：人）

宮城県	人口	知的障害者	精神障害者	身体障害者	合計
	2,307,485	17,531	13,354	82,409	113,294
	対人口比	0.8%	0.6%	3.6%	4.9%
全国	人口	知的障害者	精神障害者	身体障害者	合計
	127,650,000	878,502	686,751	5,206,780	6,772,033
		対人口比	0.7%	0.5%	4.1%

※各障害者数は手帳交付者数

◆療育手帳所持者の障害程度別及び児・者別の推移（単位：人）

年度	A（重度）		B（中度）		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
平成25年度	1,402	5,944	3,223	6,962	17,531
平成21年度	1,408	5,523	2,710	5,741	15,382
平成16年度	1,298	4,579	1,851	4,211	11,939

**2 宮城県の障害児者入所施設数等**

◆県内の障害児者入所施設の施設数・定員等（平成26年10月1日現在）

区分	施設数	定員数	現員数
福祉型障害児入所施設	2	70人	68名
啓佑学園	(1)	(60人)	(58名)
医療型障害児入所施設	5	590人	514名
拓桃医療療育センター	(1)	(120人)	(62名)
障害者支援施設（主に知的）	24	1,374人	1,291名
第二啓佑学園	(1)	(30人)	(30名)
船形コロニー	(1)	(300人)	(209名)
障害者支援施設（主に身体）	12	629人	624名
宿泊型自立訓練施設（主に知的／精神）	6	115人	84名
合計	49	2,778人	2,581名

※医療型障害児入所施設の定員数及び現員数は、障害者の人数を含む。

◆県立障害児者入所施設の待機者数（平成26年10月1日現在）

施設名	待機者数	待機者の所在地			待機者 平均年齢
		在宅	他施設入所	医療機関入院	
啓佑学園	3名	3名	0名	0名	12歳
第二啓佑学園	7名	1名	6名	0名	24歳
船形コロニー	10名	2名	7名	1名	27歳

**3 特別支援学校(知的障害)児童生徒数・学級数**

◆特別支援学校（知的障害）児童生徒数・学級数（平成26年5月1日現在）

（単位：人）

学校名	小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
	児童	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	児生	学級
光明支援学校	92	27	52	14	142	29			286	70
小松島支援学校	55	17	42	12	98	16			195	45
石巻支援学校	36	10	46	12	85	15			167	37
古川支援学校	55	15	40	9	92	17			187	41
気仙沼支援学校	18	9	19	7	46	11			83	27
名取支援学校	64	18	56	13	127	25			247	56
角田支援学校	21	7	18	5	63	11			102	23
同 白石校	5	4	7	4					12	8
利府支援学校	61	16	48	11	124	22			233	49
同 富谷校	27	10							27	10
金成支援学校	15	6	12	4	39	9			66	19
迫支援学校	23	8	25	7	50	9			98	24
山元支援学校	11	5	12	5	18	4			41	14
岩沼高等学園					137	16			137	16
小牛田高等学園					60	6			60	6
県立計	483	152	377	103	1,081	190			1,941	445
附属特別支援学校	18	3	18	3	25	3			61	9
鶴谷特別支援学校	53	15	38	9	61	12			152	36
いずみ高等支援学校					69	8	27	2	96	10
国・市・市立計	71	18	56	12	155	23	27	2	309	55
合計	554	170	433	115	1,236	213	27	2	2,250	500

## 4 啓佑学園

### ◆施設の概要（平成26年10月1日現在）

施設名	宮城県啓佑学園
種別	福祉型障害児入所施設
設置目的	知的障害児を保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を提供する。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人や家族が安全で安心した生活ができる環境の中で、一人ひとりの児童にあわせた身辺自立や社会生活の自立に向けた支援、育成を行う。</li> <li>○ 児童は家族と共に地域で暮らすことを基本とし、その入所事由の解消に向けた取り組みや進路について関係機関と連携して取り組む。</li> </ul>
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号
開設	平成5年10月
建設	平成5年（築21年）
面積等	敷地 19,726.68 m <sup>2</sup> 建物 6,752.89 m <sup>2</sup> （RC2階建） 児童棟 1,829.01 m <sup>2</sup> 成人棟 1,781.48 m <sup>2</sup> 管理棟 3,142.40 m <sup>2</sup>
定員	入所60人，短期入所4人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数47名（正職員22名，臨時職員等25名）
沿革	<p>平成5年10月 宮城県啓佑学園開園 （亀亭園児19人，小松島学園児47人を受入）</p> <p>平成13年4月 宮城県から宮城県福祉事業団に運営が委託され事業開始</p> <p>平成14年4月 厚生労働省の認可を得て，啓佑学園の定員100人を定員60人とし，定員30人の知的障害者更生施設（当時）として第二啓佑学園を併設して事業開始</p> <p>平成17年4月 三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度により，宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける</p> <p>平成23年4月 指定管理者制度により，宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける</p> <p>平成24年4月 福祉型障害児入所施設へ移行 障害者自立支援法の一部改正に伴い，経過的生活介護・施設入所支援の事業所指定を受ける</p>



(平成26年10月1日現在)

◆年齢構成 (単位：人)

区分	未就学	小学部	中学部	高等部	学卒者	計
男性	1	9	3	10	15	38
女性	2	2	2	5	9	20
計	3	11	5	15	24	58

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
男性	16歳	24歳	5歳
女性	17歳	26歳	6歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
男性	7年2か月	20年1か月	0年6か月
女性	6年12か月	17年5か月	0年6か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
男性	3	8	7	10	5	5	38
女性	2	3	3	7	4	1	20
計	5	11	10	17	9	6	58

◆圏域別入所状況 (単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	12	0	8	10	0
女性	6	1	6	3	0
計	18	1	14	13	0

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	0	8	0	0	38
女性	0	1	2	1	20
計	0	9	2	1	58

◆障害程度（療育手帳）（単位：人）

区分	A	B	無	合計
男性	30	7	1	38
女性	16	3	1	20
計	46	10	2	58

◆入退所状況の内訳（単位：人）

年度	退所 児者数	(内訳)					新規 入所児者数	年度当初 入所児者数	年度末 入所児者数
		家庭 復帰	成人 施設	GH CH	就労	その他			
H21	10	2	6	2	0	0	10	57	57
H22	8	3	5	0	0	0	6	57	55
H23	7	1	2	4	0	0	12	55	60
H24	7	0	3	4	0	0	4	60	57
H25	2	1	1	0	0	0	3	57	58
H26	5	—	2	2	—	1	5	58	—

◆年間利用実績（単位：人）

年度	入所（定員60人）		短期入所（定員4人）	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	21,888	99.9%	31	1,074
H22	21,705	99.1%	30	978
H23	21,791	99.5%	39	615
H24	21,687	99.0%	12	164
H25	21,580	98.5%	10	203
H26	10,714	97.8%	8	85

## 5 第二啓佑学園

### ◆施設の概要（平成26年10月1日現在）

施設名	宮城県第二啓佑学園
種別	障害者支援施設
設置目的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が社会生活への適応性を高め、自立して豊かな生活が送れるよう、個別支援計画に基づき、生活スキルの向上に向けた支援を行う。</li> <li>○ 地域移行した障害者が安心して地域で暮らせるようバックアップ機能を展開していく。</li> </ul>
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号
開設	平成14年4月
建設	平成5年（築21年）
面積等	敷地 19,726.68 m <sup>2</sup> 建物 6,752.89 m <sup>2</sup> （RC2階建） 児童棟 1,829.01 m <sup>2</sup> 成人棟 1,781.48 m <sup>2</sup> 管理棟 3,142.40 m <sup>2</sup>
定員	施設入所支援（夜間）＋生活介護（日中）30人、短期入所3人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数29名（正職員20名、臨時職員等9名）
沿革	<p>平成14年 4月 厚生労働省の認可を得て、啓佑学園の定員100人を定員60人とし、定員30人の知的障害者更生施設（当時）として第二啓佑学園を併設して事業開始</p> <p>平成16年12月 地域生活援助事業（グループホーム）設置</p> <p>平成17年 4月 三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営</p> <p>平成18年 4月 指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける</p> <p>平成23年 4月 指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける</p> <p>平成23年11月 障害者自立支援法の一部改正に伴い、生活介護・施設入所支援の事業所指定を受ける</p>

(平成26年10月1日現在)

◆年齢構成 (単位：人)

区分	20代	30代	計
男性	8	13	21
女性	5	4	9
計	13	17	30

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
男性	30歳	37歳	21歳
女性	30歳	37歳	25歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
男性	10年2か月	12年6か月	3年0か月
女性	9年6か月	12年6か月	5年0か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	合計
男性	0	2	1	7	11	21
女性	0	0	2	3	4	9
計	0	2	3	10	15	30

◆圏域別入所状況 (単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	9	3	3	3	0
女性	3	0	3	1	0
計	12	3	6	4	0

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	0	3	0	0	21
女性	1	1	0	0	9
計	1	4	0	0	30

◆障害支援区分 (単位：人)

区分	6	5	4	3	2	1	計
男性	2	9	10	0	0	0	21
女性	0	5	4	0	0	0	9
計	2	14	14	0	0	0	30

平均障害支援区分	4.77
----------	------

◆障害程度（療育手帳） (単位：人)

区分	A	B	合計
男性	21	0	21
女性	9	0	9
計	30	0	30

◆入退所状況の内訳 (単位：人)

年度	退所者数	(内訳)				新規入所者数	年度当初入所者数	年度末入所者数
		家庭復帰	成人施設	GHCH	就労			
H21	3	0	1	2	0	3	30	30
H22	0	0	0	0	0	0	30	30
H23	2	0	1	0	1	2	30	30
H24	0	0	0	0	0	0	30	30
H25	0	0	0	0	0	0	30	30
H26	—	—	—	—	—	—	30	—

◆年間利用実績 (単位：人)

年度	入所（定員30人）		短期入所（定員3人）	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	10,950	100.0%	36	1,116
H22	10,950	100.0%	41	812
H23	10,691	97.6%	22	763
H24	10,811	98.7%	15	445
H25	10,771	98.4%	8	832
H26	5,371	97.8%	10	228

## 6 船形コロニー

### ◆施設の概要（平成26年10月1日現在）

施設名	宮城県船形コロニー
種別	障害者支援施設
設置目的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。
基本方針	（施設入所支援、生活介護） 利用者個人の尊厳を大切に、一人ひとりの意思を尊重した障害福祉サービスを提供することで、心身ともに健やかに育成するとともに、利用者が持っている能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21
開設	昭和48年8月
建設	おおくら園 昭和49年（築40年） かまくら園 昭和56年（築33年） とがくら園 平成5年（築21年）
面積等	敷地 466,603.24 m <sup>2</sup> 建物 20,228.60 m <sup>2</sup> （うち居住棟 9,625.21 m <sup>2</sup> ）
定員	施設入所支援＋生活介護300人（受入可能人数210人） 就労継続支援B型20人，短期入所10人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数157名（正職員102名，臨時職員等55名）
沿革	昭和48年8月 心身障害者総合援護施設（更生施設）はちくら居住区開設 昭和49年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）おおくら居住区開設 昭和52年8月 心身障害者総合援護施設（授産施設）まつくら居住区開設 昭和56年6月 心身障害者総合援護施設（更生施設）かまくら居住区開設 平成5年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）とがくら居住区開設 平成9年4月 「居住区」から「園」に名称変更 平成11年4月 各園を「センター機能」方式に変更 平成14年4月 知的障害者授産施設通所部開設 平成14年11月 船形コロニー解体宣言

沿 革	平成15年	4月	各園の「センター」機能方式の廃止 地域移行推進担当職員2名配置
	平成16年	4月	地域移行推進室設置
	平成17年	3月	知的障害者授産施設を廃止
	平成17年	4月	三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営 知的障害者更生施設通所部を設置 地域移行推進室を部に変更
	平成18年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける 知的障害者更生施設へ移行 入所定員の変更（定員300人） 「はちくら園（旧はちくら居住区）」を閉鎖
	平成18年	10月	障害者支援施設へ移行
	平成19年	4月	「旧セルフふながた（旧まつくら居住区）」を閉鎖
	平成23年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける
	平成23年	11月	新事業体系に移行し、施設入所支援・生活介護へ変更、通 所部が就労継続支援B型に変更

(平成26年10月1日現在)

◆年齢構成

(単位：人)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
男性	14	18	48	30	24	10	2	0	146
女性	5	5	8	19	17	7	1	1	63
計	19	23	56	49	41	17	3	1	209

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
全体	50歳	92歳	21歳
男性	48歳	81歳	21歳
女性	55歳	92歳	23歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
全体	19年2か月	41年1か月	0年1か月
男性	18年3か月	41年1か月	0年1か月
女性	21年3か月	41年1か月	0年4か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	合計
	男性	5	8	13	16	18	13	42	20	
女性	2	5	4	7	7	1	13	12	12	63
計	7	13	17	23	25	14	55	32	23	209

◆圏域別入所状況

(単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	38	8	29	31	12
女性	13	5	15	11	9
計	51	13	44	42	21

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	5	18	2	3	146
女性	1	7	1	1	63
計	6	25	3	4	209



◆障害支援区分 (単位:人)

区分	6	5	4	3	2	1	計
男性	43	48	38	16	1	0	146
女性	29	18	15	1	0	0	63
計	72	66	53	17	1	0	209

平均障害支援区分	4.91
----------	------

◆障害程度 (療育手帳) (単位:人)

区分	A	B	合計
男性	133	13	146
女性	60	3	63
計	193	16	209

◆障害程度 (身障手帳) (単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無	合計
男性	16	9	6	3	0	0	112	146
女性	16	6	1	5	0	0	35	63
計	32	15	7	8	0	0	147	209

◆入退所状況の内訳 (単位:人)

年度	退所者数	地域移行者数				その他			新規入所者数	年度当初入所者数	年度末入所者数
		単身生活	家庭復帰	GH CH	施設替え (GH前提)	施設替え (移し替え)	死亡	その他 (長期入院)			
H15~20	314	2	8	156	50	49	46	3	53	477	216
H21	12	0	1	3	0	0	8	0	3	216	207
H22	12	0	0	4	0	1	7	0	15	207	210
H23	8	0	0	1	0	0	7	0	8	210	210
H24	8	0	0	0	0	0	8	0	7	210	209
H25	5	0	0	1	1	0	2	1	6	209	210
H26	5	0	0	1	0	0	4	0	4	210	—

## ◆年間利用実績

(単位：人)

年度	入所（利用可能定員210人）		短期入所（定員10人）	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	76,113	99.3%	10	1,720
H22	74,324	97.0%	26	1,549
H23	74,899	97.7%	33	1,666
H24	74,165	96.8%	33	1,603
H25	74,606	97.3%	33	1,350
H26	37,077	96.5%	21	476

## ◆高齢化の推移（各年度4月1日現在）

年度	入所者数 ①	平均年齢	65歳以上		高齢化率	
			②	75歳以上	②/①	75歳以上割合
H15	449名	47.6歳	64名	20名	14%	4%
H21	216名	51.1歳	40名	10名	19%	5%
H22	206名	51.5歳	37名	15名	18%	7%
H23	209名	50.1歳	31名	15名	15%	7%
H24	209名	50.5歳	34名	14名	16%	7%
H25	209名	50.0歳	31名	12名	15%	6%
H26	210名	50.6歳	42名	12名	20%	6%

## ◆医療行為及び医療的ケア対象者

(単位：人)

施設名/支援内容	精神科薬服用	定期浣腸	インシュリン	胃瘻	喀痰吸引	人工肛門
おおくら園	40	1	0	0	0	0
かまくら園	51	5	0	0	0	0
とがくら園	58	12	3	5	1	2
合計	149	18	3	5	1	2

# 船形コ口二一施設整備検討会

## 報 告 書

平成28年3月

船形コ口二一施設整備検討会

## 目 次

I	はじめに	3
II	船形コロニーの現状と課題	
1	船形コロニーの現状	4
2	船形コロニーの課題	7
3	施設整備の検討の視点	12
III	船形コロニーの役割と機能	
1	基本的な考え方	13
2	求められる役割・機能	13
3	今後の方向性	15
IV	施設整備の方向性	
1	基本理念・基本方針	16
2	整備方針	17
3	整備場所	20
4	整備内容・規模	21
V	施設整備の基本計画	
1	各建物の構成	24
2	各建物の整備場所	31
3	各建物の配置	32
4	整備手順	33
5	整備スケジュール	36
VI	事業手法の検討	37
VII	今後の検討課題の整理	39
VIII	おわりに	40
	参考	
	船形コロニー施設整備検討会開催要綱	42
	船形コロニー施設整備検討会構成員名簿	45
	検討経過	46
	資料編	51

## I はじめに

- 昭和48年8月に開設した「宮城県船形コロニー」（黒川郡大和町）は、現在3棟の居住棟（おおくら園、かまくら園、とがくら園）を使用しているが、このうち最も古い居住棟である「おおくら園」は建築してから約40年、「かまくら園」は30年超が経過し、施設・設備の老朽化に伴う不具合（雨漏り、屋根・外壁の亀裂等）が発生しており、入所利用者の日常生活や入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、施設の建て替えを視野に入れた施設・設備の更新が喫緊の課題となっている。
  
- また、児童福祉法の改正に伴い、福祉型障害児入所施設である「宮城県啓佑学園」（仙台市泉区）の18歳以上の入所利用者は、平成30年3月末までに障害者のサービスへ移行する必要があることから、その受け入れ先の確保が喫緊の課題となっている。  
このため、啓佑学園の18歳以上入所利用者を受け入れ、障害者としての適切なサービスを提供する施設の一つとして、船形コロニーを整備することが必要となっている。
  
- 県では、上記の課題の解決等に向けた県立障害児者入所施設（啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニー）の今後の方向性を検討するため、平成26年度に「県立障害児者入所施設のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）を設置し、県立障害児者入所施設に関する検討を行った。  
あり方検討会では、船形コロニーの施設整備に関して、啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ時期や建て替え時期に併せて、ハード・ソフト両面からの一体的な整備が求められること、当面は期限が差し迫る啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け皿の確保に向けて優先的に取り組む必要があることなどから、段階的な施設整備についても検討していく必要があるとの意見が出された。
  
- これらの議論の結果を踏まえ、老朽化が著しい船形コロニーの施設整備のあり方等について具体的に検討するため、平成27年4月に「船形コロニー施設整備検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。
  
- 検討会は、学識経験者や施設関係者、施設利用者の家族及び保健福祉行政担当者をメンバーとし、平成27年5月から平成27年8月までの間、計5回の会議を開催し、それぞれの立場から船形コロニーの施設整備の今後の方向性について議論を重ねてきた。
  
- 本報告書は、これまでの県の取組状況を踏まえながら、上記の課題解決に向けて、船形コロニーが県立施設として果たすべき役割や機能を整理し、今後の施設整備の方向性について、検討会としての検討結果を取りまとめたものである。

## II 船形コロニーの現状と課題

### 1 船形コロニーの現状

#### (1) 施設の概要

- 施設名 : 宮城県船形コロニー
- 所在地 : 黒川郡大和町吉田字上童子沢21
- 開設年月 : 昭和48年8月
- 定員 : 施設入所支援, 生活介護: 300人 (受入可能人数210人)  
就労継続支援B型: 20人  
短期入所: 10人
- 敷地面積 : 466, 603.24㎡
- 建物面積 : 20, 123.31㎡ (うち居住棟8, 274.54㎡)
- 建物構造 : 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 他非木造
- 施設内容 : 管理棟, 給食棟, 訓練棟, 体育館, 居住棟, 車庫, 温室棟,  
エネルギー棟, 倉庫 他
- 設置者 : 宮城県
- 運営者 : 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 (指定管理者)  
(第一期指定期間: 平成18年度~平成22年度)  
(第二期指定期間: 平成23年度~平成27年度)

#### (2) 沿革

- 昭和43年の「宮城県精神薄弱児者総合福祉施設基本構想」に基づき, 重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通じて, 自立への道を開くことを目指した総合援護施設として, 昭和48年8月に「宮城県船形コロニー」が現在地に開設した。
- 開設当初は, 更生施設「はちくら居住区」(定員100人)でスタートしたが, その後に更生施設(「おおくら居住区」, 「かまくら居住区」)や授産施設(「まつくら居住区」)が順次整備され, 平成5年10月に更生施設「とがくら居住区」が開設したことで, 全体で5居住区, 定員500人の施設規模となった。
- その後, 平成16年2月の「みやぎ知的障害者施設解体宣言」, 平成17年の知的障害者更生施設「宮城県船形学園」及び知的障害者授産施設「宮城県船形コロニー」の閉園に伴い, それぞれの施設利用者の受け入れを行った。
- 平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い, 地域生活移行を進めたことで入所利用者数が減少したため, 減少する入所利用者数に応じて定員数を順次削減しており, 平成17年度末には定員数を300人に設定している。
- 地域生活移行の進展や施設の老朽化等に伴い, 平成18年3月末には「はちくら園」を, 平成19年3月末には「セルフふながた」をそれぞれ閉鎖している。
- 平成18年度から指定管理者制度を導入し, 民間事業者による施設の管理運営を行っている。
- 平成23年11月からは, 指定障害者支援施設として新体系に移行している。

(3) 利用者の状況

(施設入所支援, 生活介護)

- 現在, 入所利用者は3つの居住棟(おおくら園, かまくら園, とがくら園)で生活しているが, 施設の老朽化の影響や一人部屋ニーズへの対応等により, 実質的な受け入れ可能人数は210人となっている。近年, 入所利用者数は受入可能人数を満了した状態で推移している。
- 県全域のセーフティネットの役割を果たす施設として, 従来から重度・最重度の障害者を中心に受け入れてきたが, 現在は, 地域生活移行が難しいとされる重度・最重度の障害者の割合が増加している傾向にあり(平均障害支援区分4.98), 障害の重度化が進んでいる。
- 入所利用者の平均年齢は51歳(男性46歳, 女性55歳)であり, 65歳以上の割合が全体の21.0%を占めており高齢化が進んでいる。また, 入所利用者の高齢化に伴い, 胃瘻や喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする割合についても増加傾向にある。
- 入所利用者は, 夜間は施設入所支援, 日中は生活介護のサービスを利用している。日中の活動場所を可能な限り生活の場所から離すことで, 一日の生活にメリハリをつけている。
- 主な日中活動の内容として, 入所利用者の障害特性や能力等に応じて, 軽作業(銅線リサイクル, 草花の育成等), 各園内で実施する機能訓練(リハビリ, 自然散策, 軽運動)や情操活動(創作活動, 音楽活動等), レクリエーション(ゲーム, グランドゴルフ等), 外出(買い物, 見学等)を行っている。

◆各居住棟の入所利用者数, 支援内容(平成27年4月1日現在)

居住棟名称	入所利用者数	入所利用者の 主な特性	支援内容
おおくら園	59名 (男性59名, 女性0名)	重度障害	入所支援と日中活動支援の連携による生活援助等
かまくら園	64名 (男性44名, 女性20名)	行動障害 自閉的傾向	行動障害・自閉的傾向等を有する入所利用者の生活援助等
とがくら園	87名 (男性41名, 女性46名)	要介護 要医療	生活支援と医療的ケアに配慮した生活援助, 重度・高齢・肢体不自由等の入所利用者の生活介護
合計	210名 (男性144名, 女性66名)		

(就労継続支援B型)

- 就労継続支援B型事業は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 就労の機会を提供することを目的としている。

- 利用定員数は20人であるが、現在の利用者は17名（男性14名、女性3名）であり、船形コロニーを退所した地域生活移行者を中心に受け入れている。
- 個別支援計画に基づき、馬房清掃作業（所外）、洗濯物仕分け作業、所内緑地管理等請負作業、農耕作業（野菜等農産物やジャム等の加工品の販売）、廃棄物等リサイクル収集作業（段ボール等廃棄物の処理）等の作業を行っている。

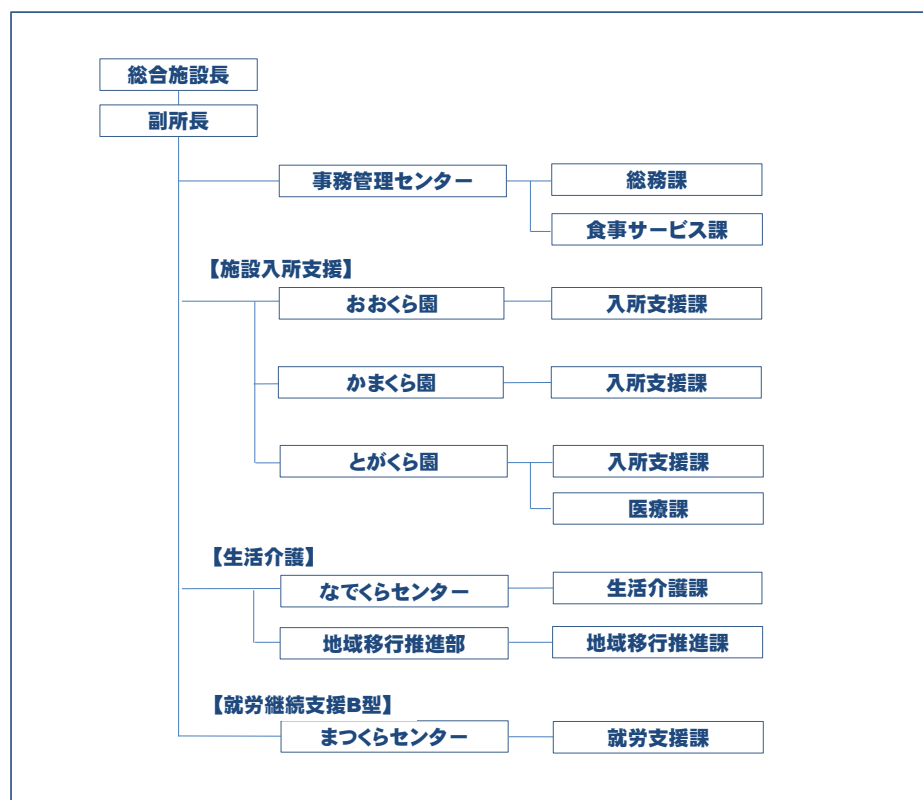
（短期入所）

- 短期入所（ショートステイ）は、在宅で家族等による支援を受けることが一時的にできなくなった場合や危険の回避等のために緊急の利用が必要な場合において、短期間の入所を受け入れるもので、地域で生活する障害者を支える受け皿となるものである。
- 利用定員数は10名であり、近年は、年間30名前後の利用者（実契約数）で推移している。平成26年度の利用者は28名である。

（4）組織及び施設職員の状況

- 現在、指定管理者制度の導入により、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が指定管理者として施設運営を行っている。

◆組織体制（平成27年4月1日現在）





◆業務内容

名 称	業務内容
事務管理センター（総務課・食事サービス課）	施設の運営，庶務，食事サービス，施設の維持管理等を行う
おおくら園（入所支援課）	施設入所支援と入所利用者の特性に応じた日中活動支援を行う
かまくら園（入所支援課）	
とがくら園（入所支援課・医療課）	
なでくらセンター（生活介護課）	生活の場を離れた日中活動支援と日中生活全般の支援等を行う
地域移行推進部（地域移行推進課）	利用者の地域生活移行の推進，入退所，短期入所の調整等を行う
まつくらセンター（就労支援課）	個別支援計画に基づく作業支援（就労継続支援B型）を行う

◆施設職員数の内訳（平成27年4月1日現在）

	総合 施設長	副所長	園長／部長 ／センター長	副園長	課長	係長	事務員	生活支援 ワーカー等	看護師	栄養士	調理員	運転 ・業務	合計
事務管理センター	1	1			1	1	2			3 (1)	14 (11)	1 (1)	24 (13)
おおくら園			1	1		3		25 (8)					30 (8)
かまくら園			1	1		3		32 (10)					37 (10)
とがくら園			1	1		4		38 (12)	4 (2)			1	49 (14)
なでくらセンター 地域移行推進部			1			2		5 (3)					8 (3)
まつくらセンター			1			1		6 (5)					8 (5)
計	1	1	5	3	1	14	2	106 (38)	4 (2)	3 (1)	14 (11)	2 (1)	156 (53)

\*括弧内は嘱託職員及び臨時職員で内掲

\*なでくらセンター長と地域移行推進部長は兼務

2 船形コロニーの課題

(1) 施設・設備の老朽化への対応

(現状・課題)

- 現在，使用している居住棟の3棟（おおくら園，かまくら園，とがくら園）は，いずれも築20年以上が経過している。このうち最も古い居住棟である「おおくら園」は，昭和49年10月に開設しており，建築してから約40年が経過している。
- 居住棟の法定耐用年数は47年（鉄筋コンクリート造，寄宿舍用）であるが，これまで大規模修繕など施設長寿命化のための措置を講じず，随時の修繕で対応してきたため，現在，施設・設備の老朽化に伴う不具合（雨漏り，屋根・外壁の亀裂，建具の破損等）が発生している。

- このため、使用できない居室等があること、また、「おおくら園」では、バリアフリーに未対応であるために車椅子移動が困難な状況にあるなど、入所利用者の日常生活や新規の入所希望者の受け入れ等にも影響が生じている。
- 各居室は2～4人の相部屋中心であり、1人当たりの居室面積は平均8.58㎡となっている。現在の障害者支援施設等の設備基準（1人当たり9.9㎡以上）と比べると、各居室は基準面積以下で狭隘化していることから、居室面積の確保やプライバシーの確保など、生活の質の向上が課題となっている。
- その他、敷地内の作業・活動棟、事務管理センター、体育館、エネルギーセンター（ボイラー設備・配管等）についても、施設・設備の老朽化が進んでいる。一部については、雨漏りや水漏れ等の不具合が発生しており、近年、修繕を要する箇所や頻度は増加傾向にある。

(方策・対策)

- 老朽化した現施設を建て替えし、安全・安心な居住環境や支援環境を整備するとともに、生活の質の向上のための取り組みが必要である。

◆各居住棟の状況（平成27年4月1日現在）

建物名称	建築年	経過年	構造	延床面積	耐震化	バリアフリー化	状況
おおくら園	S49	40年	RC	2,352.49 ㎡	済	未対応	老朽化により不具合箇所多数
かまくら園	S56	33年	RC	2,567.99 ㎡	済	対応済	軽微修繕済
とがくら園	H5	21年	RC	3,354.06 ㎡	済	対応済	軽微修繕済
はちくら園	S48	41年	RC	2,336.50 ㎡	済	未対応	H18.3 閉鎖
セルブふながた	S52	37年	RC	2,368.23 ㎡	済	未対応	H19.3 閉鎖

◆各居室の状況

建物名称	1室当たりの延床面積	居室数	最大収容人数	1人当たりの居室面積
おおくら園	26.0 ㎡ (4,000mm*6,500mm)	24室	4人/1室	6.5 ㎡/人
かまくら園	31.2 ㎡ (4,800mm*6,500mm) 20.8 ㎡ (3,200mm*6,500mm)	24室 2室	4人/1室 2人/1室	7.8 ㎡/人 10.4 ㎡/人
とがくら園	19.3 ㎡ (3,500mm*5,500mm)	58室	2人/1室	9.6 ㎡/人

◆その他構成建物の状況（平成27年4月1日現在）

建物名称	建築年	経過年	構造	階数	延床面積	備考
事務管理センター	S54	36年	RC	2	713.88 m <sup>2</sup>	
体育館	S55	34年	RC	1	847.30 m <sup>2</sup>	
とがくら園管理棟	H5	21年	RC	1	681.00 m <sup>2</sup>	とがくら園居住棟に併設
なでくらセンター	S50	40年	S	1	318.05 m <sup>2</sup>	活動棟（生活介護）
まつくらセンター	H4	22年	S	1	607.45 m <sup>2</sup>	作業棟（就労継続支援 B 型）
エネルギーセンター	S48	41年	RC	1	1,022.65 m <sup>2</sup>	ボイラー設備、配管等
給食センター	H5	22年	RC	1	821.94 m <sup>2</sup>	食事の提供



## (2) 入所利用者の高齢化、障害の重度化への対応

### (現状・課題)

- 障害者支援施設では、入所利用者の高齢化が進んでおり、胃瘻・喀痰吸引・インスリン注射等の医療的ケアへの対応や通院への対応など、高齢化に対応した支援のあり方や専門職員の確保が全国的な課題となっている。
- 船形コロニーにおいても、高齢化等に伴い、医療的ケアを必要とする入所利用者が増加している。現在、居住棟の一つである「とがくら園」を中心として、介護や医療的ケアが必要な入所利用者に対する支援を行っている。
- 今後増加が見込まれる医療的ケアへのニーズに対して、入所利用者の介護状況に合わせた支援のあり方や専門職員の確保など、支援体制の整備に向けた検討が必要となっている。
- 強度行動障害は、自傷、他傷、破壊、非衛生的、異食、極端な固執行動等の著しい行動が見られる障害であり、障害特性と環境要因が合致せずに、人や場に対する嫌悪感や不信感が高まり、強度行動障害を引き起こすと言われている。重度・最重度の知的障害があったり、自閉症の傾向が強いコミュニケーションが苦手な障害者が強度行動障害になりやすいと言われている。民間施設等では受け入れが難しい強度行動障害を有する入所利用者について、障害特性を理解し環境要因を改善する支援プログラムの充実に向けた取り組みが必要となっている。

### (方策・対策)

- 高齢化等に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応できるよう、医療との連携や看護師等の専門職員の確保など支援体制の拡充に取り組む必要がある。

## (3) その他関連する課題

### ①啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れに向けた対応

- 啓佑学園は、重度・最重度の障害児を対象とする県立の福祉型障害児入所施設（定員数60人）である。平成24年4月の児童福祉法の改正前までは、必要と認められれば成人後も入所を継続することができたが、法改正後は障害児の入所施設として、原則として18歳未満の障害児のみを対象とすることになった。
- これにより、従来18歳以上であっても引き続き支援が必要であるとして、継続して入所が認められていた入所利用者は、障害者を対象とした支援サービスへ移行する必要がある（必要に応じて20歳まで入所が可能）。
- 経過措置として、平成30年3月末までは18歳以上入所利用者の入所が認められているが、それ以降の入所はできないことから、18歳以上入所利用者に対して、平成29年度末までに新たな居住の場を確保する必要がある。現在、18歳以上の入所利用者数は28名であり、平成30年3月末までに18歳に到達する11名を加えた計39名（平成27年4月1日現在）が移行対象者となっている。

- 船形コロニーにおいては、障害者に対する適切な支援サービスを提供する場の一つとして、啓佑学園の18歳以上入所利用者を受け入れることができる環境整備や体制整備を行う必要がある。

## ②地域の環境整備

- 現在、船形コロニーの入所利用者の殆どが重度・最重度の障害者であること、また、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、地域生活への移行が難しい状況になっている。
- 現状のグループホームは、生活環境（バリアフリー化、車椅子対応、手すりの設置等）や支援体制（世話人、支援員の配置、医療的ケアへの対応等）において、高齢化や障害の重度化への対応が難しい状況にある。このため、利用者の高齢化等に伴い、グループホームでの生活が困難となり、障害者支援施設に再入所するケースも増えている。
- 障害者が住み慣れた地域で生活していくためには、グループホームや民間施設などの住まいの場の確保、日中活動の場の充実、医療的ケアへの対応、相談支援体制の整備など、地域における持続可能な生活環境を構築する必要がある。
- 一方、入所施設である障害者支援施設については、昨年度の「県立障害児者入所施設のあり方検討会」において、地域生活移行の方向性と併せて、地域に分散して整備すべきとする意見や、家族との面会や一時帰宅を容易にするためにも自宅近くでの施設整備を要望する意見等が出されている。
- 船形コロニーにおいては、地域のグループホームや関連施設等との連携体制を構築し、在宅の障害者の支援等を行うなど、民間入所施設や民間事業者との役割分担を図りながら、必要となる機能や規模を検討していく必要がある。

## ③人材の育成・確保

- 障害者に対する支援の充実及び障害者の地域生活を支える環境整備を進めるためには、それらを担う人材の確保が欠かせないが、福祉に従事する人材の確保が非常に困難な状況にある。
- 特に看護師の確保は困難であり、医療が必要な障害者への支援ニーズが増大していることから、看護師や介護福祉士など医療や福祉等に従事する専門職の人材の確保に取り組む必要がある。
- 船形コロニーにおいて医療的ケアに対応するためには、医師の協力や専門職員の確保が不可欠であることから、障害福祉に理解ある医師との連携や協力等により、支援体制の充実を図るとともに、地域の人材育成に取り組む必要がある。



### 3 施設整備の検討の視点

- 現在、船形コロニーでは、ハード・ソフトの両面において課題を抱えており、その課題解決に向けた施設整備が求められている。
- 施設整備に当たっては、入所支援機能とともに、地域で生活する障害者に対する自立生活支援のための機能を充実させていく視点が必要である。
- このため、単に老朽化した施設を建て替えるのではなく、利用者や支援職員の視点にも配慮しながら、県立施設として求められる役割や機能を整理し、ハード・ソフトの両面から一体的に整備することで、県全域の障害福祉サービスの向上に繋がるような波及効果の高い施設として整備していくことが求められる。

### III 船形コロニーの役割と機能

#### 1 基本的な考え方

- 県内の知的障害児者（療育手帳所持者）は17,531人（平成26年3月31日現在）であり、県内人口の減少傾向に対して、増加の傾向にある。
- 県内の障害児者の入所施設は、県立・民間施設併せて49か所あり、主に知的障害者を対象とする入所施設は、船形コロニーを含めて24か所あるが、いずれの施設も入所利用者数は、ほぼ定員に達している。現在、民間における入所施設の創設等の新たな動きは無い。
- 船形コロニーでは、これまで民間施設では受け入れが困難である重度・最重度の知的障害者の受け皿として、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしてきた。
- これまで地域生活移行が一定程度進んだところであるが、現入所利用者の殆どが重度・最重度の障害者であること、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、以前よりも地域生活移行の動きが鈍化している。
- 現在は、地域生活移行が難しい重度・最重度の障害者や、医療的ケアを必要とする障害者を中心に受け入れている。また、地域においても障害者の高齢化や障害の重度化が進んでおり、地域生活へ移行した障害者が高齢化や障害の重度化に伴い、再び施設入所するケースも見受けられる。今後、地域での生活が困難な障害者の入所ニーズは更に高まることが想定されている。
- 以上のような現状を踏まえ、今後、船形コロニーに求められる役割・機能について、以下のとおり整理する。

#### 2 求められる役割・機能

- 船形コロニーは、県立施設として、県全域のセーフティネットの役割や民間をバックアップする役割を担うほか、民間との連携や情報共有を図りながら、地域の社会資源を繋ぎ、コーディネートする役割を担う必要がある。
- また、これらの役割は、それぞれが相互に補完・関連しあいながら、それぞれの役割を果たすことができるよう、これら全てがバランス良く発揮できるような体制づくりを目指す必要がある。
- 地域の支援体制の機能向上を図るため、センター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を備えた地域の民間施設等を支える拠点施設として位置づける必要がある。

（基本的役割）

- **県全域のセーフティネットの役割**

事業採算性を含めて民間での対応が困難な障害者を受け入れ、セーフティネットとしての役割を担う必要がある。

○ **民間をバックアップする役割**

民間施設等での支援が一時的に困難となった障害者を受け入れるとともに、安定した後に民間施設等へ再入所するに当たり、支援方法に関する指導・助言を行うなど、民間をバックアップする役割を担う必要がある。

○ **地域の社会資源をコーディネートする役割**

民間施設や障害福祉関係者との連携や情報共有を図るとともに、民間の優れた取り組みに関する情報の収集や提供を通じて、県全体の支援技術の底上げを図る役割を担う必要がある。

(基本的機能)

○ **入所支援機能**（施設入所支援，生活介護（日中活動支援））

- 重度・最重度の障害者を受け入れ，入所利用者の特性やライフステージに沿った総合的な支援を行う。
- 創作的活動や機能訓練，生産活動など，豊かな日中活動の機会を提供する。
- プライバシー等に配慮した利用者本位の生活の場を提供する。
- 高齢化や障害の重度化に対応するため，医療的ケアなどの専門的支援を行う。
- 入所利用者の定期的なアセスメントを実施し，入所利用者の特性や家族の意向等を踏まえた適切な支援を行う。
- 地域生活移行が可能な入所利用者に対して，社会生活への適応性を高め，自立した生活ができるよう個別支援や自立支援を行う。

○ **地域生活支援機能**（就労継続支援B型，短期入所，相談支援）

- 就労が困難な通所利用者に対して働く場を提供し，知識・能力向上のために必要な訓練の場を提供する。
- 他施設では受け入れが困難な障害者の一時的な受け入れを行う。
- 地域の障害者やその家族が安定した生活を継続的に送ることができるよう，家族等の入院・レスパイトなどを理由とした一時的な受け入れを行い，家族等の負担を軽減する。
- 福祉・医療・保健などの各分野や関係機関との連携を図り，地域生活への移行や地域生活を継続・維持するために必要な相談支援を行う。

○ **県全域の障害福祉の拠点機能**（人材育成，関係機関との連携）

- 民間事業者との連携・協力により，支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や情報の共有化を図ることで，専門知識や技術の普及・向上を図る。
- 地域に開かれた施設とするため，様々な機会を捉えて地域との交流を図るほか，



実習生やボランティア等の積極的な受け入れを行う。

- 地域の医療機関や専門医師との連携・協力による支援体制の構築や看護師の確保など、医療分野との連携・協力体制の拡充を図る。

### 3 今後の方向性

- 船形コロニーは、障害者支援施設の中核施設として、重度・最重度の知的障害者を受け入れるとともに、特に入所利用者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応するため、医療機関との連携及び看護師の確保に向けた施設機能の拡充や支援体制の構築を図る必要がある。

(今後の方向性)

- **入所支援機能の整備 ⇒ 個別支援の強化，利用者の生活の質の向上**
  - 入所利用者の高齢化，障害の重度化や強度行動障害のある方への支援の充実に取り組み，県全域のセーフティネットの役割を果たす施設とする。
  - 重度・最重度，高齢化，医療的ケア，自閉・行動障害等の多様な支援ニーズに対して，一人ひとりの状況や障害特性に合わせた個別支援や日中活動内容の充実を目指す施設とする。
  - 居住環境の充実，自立と社会参加の促進，医療機関との連携により，入所利用者の生活の質の向上を図る施設とする。
  
- **地域生活支援機能の整備 ⇒ 支援・連携体制の拡充**
  - 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう，地域で生活する障害者や民間施設等をバックアップするための拠点となる施設とする。
  - 短期入所は，地域で生活する障害者やその家族にとって，地域で安心した生活を送る上で，必要不可欠な支援メニューの一つであることから，関係機関との連携等により，スムーズな受け入れが可能となるような体制を整備する。
  - 地域生活移行者に対する就労や生産活動等において，利用者の拡充，工賃アップや販路拡大に向けた作業内容の検討や見直し，販路拡大のための関係機関との連携・協力を目指す。
  
- **県全域の障害福祉の拠点機能の整備 ⇒ 関係機関との連携強化，人材の育成・確保**
  - 医療機関や相談支援機関等，地域の社会資源との連携が図られるとともに，施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート（調整）する施設とする。
  - 重度・最重度の障害者を支援する専門職員や，医療的ケアを行う看護師などの施設職員を十分に確保するとともに，専門的な知識や技術を蓄積し，県全域へ提供し普及させる施設とする。

## IV 施設整備の方向性

### 1 基本理念・基本方針

- 船形コロニーは、入所利用者が生活する場となる居住棟の他、関連する建物についても、施設・設備の老朽化が進んでいるため、入所利用者の日常生活や新規の入所希望者の受け入れ等に影響が生じており、現施設の安全性、機能性などを含めた生活環境の改善が急務となっている。
- また、入所利用者の高齢化や障害の重度化など、高度化・多様化する支援ニーズに対応するとともに、県立の障害者支援施設としての役割を果たしていくためには、施設や機能の充実を目指した整備が必要である。
- このため、船形コロニーの現状と課題及び役割と機能を踏まえ、今後の施設整備に当たって、船形コロニーが目指すべき基本理念及び基本方針を、以下のとおり整理する。

#### 【基本理念】

##### 利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者主体の障害福祉サービスを提供する

利用者一人ひとりに対して安心と生きがいのある生活を実現するため、支援の個別化を図り、一人ひとりの状況や障害特性を踏まえた日常生活や日中活動の充実を図る必要がある。

また、利用者個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに育成されるよう、プライバシーの確保や生活の質を高め、地域社会との積極的な交流や障害福祉を支える場を創出する必要がある。

#### 【基本方針1】

##### 利用者の生活の質の向上を図り、安全・安心で快適に生活できる施設とする

利用者が一人ひとりの状況や障害特性に応じた必要な支援を受けながら、自分らしい生活を送る場となるよう、安全・安心な環境のもとで、快適な生活ができる居住空間を提供し、生活の質の向上を図る必要がある。

また、一人ひとりが自らの目的を持ちながら、可能な限り社会的自立を目指す場でもあることから、入所利用者の能力に応じた自立生活を支援する活動や機会を提供する必要がある。

#### 【基本方針2】

##### 高齢化や障害の重度化などに対応した支援の充実が図られる施設とする

船形コロニーや民間の入所施設、グループホーム等では、高齢化や障害の重度化が進展しており、今後も高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアなどの支援ニーズは高まるものと考えられることから、今後、支援に必要となる設備・機能の充実を図る必要がある。

## 【基本方針3】

## 県内全域の社会資源や民間事業者等との連携・協働が創出される施設とする

県内全域の社会資源や民間事業者等との連携・協働により、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を最大限に発揮し、求心力を高める取り組みが必要である。

また、施設のある周辺地域や地域住民との連携や交流を深めることにより、地域に開かれ、親しまれる施設を目指すべきである。

## 2 整備方針

- 船形コロニーの建て替えに当たっては、入所利用者の快適な居住空間を確保した施設構成とし、施設・建物の構造や配置が支援に際して有機的に機能するよう整備しなければならない。
- 併せて、入所利用者が適切でスムーズな支援を受けられることができるよう、支援職員の動線についても考慮する必要がある。
- 一方、限られた財源を有効に活用する視点から、現在の建築費高騰の状況や将来的な維持管理費の削減なども念頭に置きながら、費用対効果の高い整備手法や整備規模を整理した上で、必要となる施設整備を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、今後の整備方針等を以下のとおり整理した。なお、今後、整備に係る費用を積算し、必要に応じて見直しを行うことも検討すべきである。

## 【整備方針1】

## 現在の老朽化した居住棟及び支援に必要な建物を建て替え、利用者にとって暮らしやすい環境を整備する

## (施設全体)

- 各建物の機能の集約や相互連携を図り、施設全体の秩序や繋がりを確保する。
- 入所利用者にとって最適な動線を確保し、利便性・機能性の高い施設を整備する。
- 入所利用者に対して適切な支援が提供できるよう、支援職員の動線についても考慮した構成・配置とする。
- 建物全体が、採光、通風に配慮した構成・配置・空間とする。
- 今後の障害者支援施設のモデルとなるような先進性を備えた施設として整備する。

## (生活環境)

- 入所利用者の人権、プライバシーに配慮した構成・配置・空間とする。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した構成・配置・空間とする。
- 入所利用者の状況や障害特性に配慮し、安定して落ち着いた生活ができる構成・配置・空間とする。

- 入所利用者一人ひとりの生活の質を高め、快適性や利便性に配慮した居住空間とする。
- 入所利用者の日常生活にリズムやメリハリをつけやすい機能・配置とする。

#### (支援環境)

- 入所利用者一人ひとりの個別支援が可能となり、入所利用者の能力に応じた自立生活を支援する活動や機会を提供できる施設として整備する。
- 入所利用者の高齢化や障害の重度化、強度行動障害等の支援に対応した施設を整備する。
- 入所利用者に対する支援が効果的に提供できる構成・配置とする。
- 支援職員が快適に働くことができる職場環境に配慮した構成・配置・空間とする。
- 災害発生時、入所利用者の安全・安心を確保するための構造・機能を整備する。

#### (自然環境)

- 周辺の環境や景観に配慮し、周辺の自然環境との調和を図る。
- 既存の自然環境を有効に活用した施設を整備する。

#### 【整備方針2】

限られた財源及び既存の資源を有効に活用し、県立施設としてのセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）が効率的・効果的に発揮できるよう整備する

#### (経済性)

- 施設の耐久性の向上や長寿命化を図る建物を整備する。
- ライフサイクルコストを低減するための機能と設備を整備する。
- 積極的な自然エネルギーの活用や省エネルギー化等による環境負荷の低減を図るための機能と設備を整備する。
- 既存の施設・設備を有効に活用する。

#### (センター機能)

- 民間での受け入れが困難な重度・最重度の障害者を受け入れることができる入所支援機能を備えた施設とする。
- 在宅や民間での支援が一時的に困難になった重度・最重度の障害者を緊急時に受け入れることができる短期入所機能を備えた施設とする。
- 地域生活への移行や地域生活を継続・維持するために必要な相談支援や、地域生活移行者に対する就労継続支援等を提供するための機能を備えた施設とする。

- 民間事業者等との連携により、支援方法に関する専門的知識やノウハウ等の蓄積や提供するための構造と機能を備えた施設とする。
- 災害発生時に、他施設利用者・在宅者及び地域住民を受け入れるための構造と機能を備えた施設とする。

#### (周辺地域・地域住民との連携・交流)

- 周辺地域や地域住民の理解が得られ、連携や交流が図られやすい空間を創出する。
- コミュニティ活動やボランティア活動などが創出される施設とする。

#### 【整備方針3】

現在の建築費高騰の状況下での一括整備はコスト高となることから、現在の機能を維持しつつ、段階的に整備することとし、緊急を要する施設・設備を先行して整備する（段階的整備）

#### (段階的整備の考え方)

- 今後、段階的な整備を検討するに当たり、以下のとおり、第Ⅰ期から第Ⅲ期まで区分し、整備すべき対象等を整理した。

##### ①第Ⅰ期整備

- 老朽化が著しく、入所利用者の生活等に支障が生じているなど、施設整備の緊急性が高い居住棟「おおくら園」及び「かまくら園」を先行して建て替える必要がある。
- 建て替えに当たっては、啓佑学園の18歳以上入所利用者及び待機者の受け入れに必要な居室数及び短期入所のための居室数を含めて整備する必要がある。
- ※ 入所利用者については、建て替え後の新居住棟及び「とがくら園」の特徴に合わせて再編することについても検討が必要である。

##### ②第Ⅱ期整備

- 第Ⅰ期整備後、築35年以上経過しており、建物本体が老朽化している活動棟「なでくらセンター」（生活介護）、事務管理センター、体育館及び給食センターを建て替える必要がある。

##### ③第Ⅲ期整備

- 建築費高騰が沈静化する時期を目処に、居住棟「とがくら園」、作業棟「まつくらセンター」（就労継続支援B型）を整備する必要がある。

- なお、平成26年度に開催した「県立障害児者入所施設のあり方検討会」において、「1か所に集約せず、県内の各地域に分散して整備すべき」との意見も出されたことから、今後、入所状況、各地域のニーズや障害福祉サービスの整備状況などの動向を踏まえ、民間事業者による入所施設の整備の可能性を見極めながら、他地域での建て替えの可能性についても検討を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて整備計画の見直しを行う必要がある。

### 3 整備場所

- 船形コロニーに期待される役割・機能を発揮するための立地条件及び選定条件に関する基本的な考え方について、以下のとおり整理する。

#### (立地条件・選定条件)

- **生活の場として安全・安心で快適な環境であること**  
障害者が生活する場として、安全・安心で快適な生活環境であること、また、地域住民の理解も得られやすい地域環境であることが必要である。
- **必要な敷地面積が確保できること**  
船形コロニーが果たすべき役割や機能を維持・拡充するために必要となる敷地面積を十分に確保できることが必要である。
- **経済性に優れていること**  
建設コストだけでなく、その後の運用コストを含めて、費用の低減を図り、経済性を考慮した費用対効果の高い場所であることが求められる。
- **早期の建て替えが可能であること**  
現在の生活環境を早急に改善し、また、啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ先の一つとして整備する必要があるため、早期の建て替えが可能であることが求められる。
- **交通の利便性が高いこと**  
障害者やその家族が利用しやすく、施設職員が通勤しやすい交通網が整備されていることが望ましい。
- **他の社会資源との連携が容易であること**  
医療機関や相談支援機関等、地域の社会資源との連携が円滑に行われる地域であることが望ましい。

#### (整備場所の検討)

- 現地建て替えと移転建て替えの可能性を検討するに当たり、現地建て替えの場合のメリットや課題等を以下のとおり整理した。



## (現地建て替えのメリット)

- 建設場所の確保が容易である。
- 段階的な施設整備や機能拡張が可能である。
- 現在の入所利用者の環境変化への負担が少ない。
- 現在の職員が引き続き勤務しやすい。
- 入所利用者、家族、周辺住民等の理解が得られやすい。
- 周辺の自然環境の活用が可能である。
- 県のほぼ中央部に位置している。

## (現地建て替えの課題)

- 公共交通機関の利便性が悪い（通院等に時間を要する，家族の面会や職員の確保等が困難である）。
- 地域住民との交流や活動等が限定的である。

## (その他検討すべき事項)

- 他の社会資源，医療機関との連携策について検討が必要である。
- 地域との交流や人の往来が生まれる仕組みや仕掛けづくりが必要である。

## (整備場所の検討結果)

- 現在の入所利用者の生活環境を改善するには早急な施設整備が必要であること，また，啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ先の一つとしても早急に整備する必要がある。
- これらの状況を踏まえ，限られた期間で施設整備を確実に進める必要があることから，第Ⅰ期及び第Ⅱ期の整備場所は，用地確保が容易である現地（大和町吉田）での建て替えとし，敷地内の空きスペース等を活用して必要な整備を行うことが望ましい。
- なお，現状では，地域との交流や活動が限定的であり，他の社会資源との連携も不十分であることから，今後，地域に開かれ，多様な資源との連携が図れる施設として活動が展開される仕組みを検討し，その実現を目指していく必要がある。

#### 4 整備内容・規模

- 船形コロニーに期待される役割や機能を踏まえ，第Ⅰ期整備及び第Ⅱ期整備の内容・規模について，以下のとおり整理した。
- 但し，今後建て替えに係る費用を積算し，必要に応じて見直しを行い，更に検討をする必要がある。

(整備内容・規模)

(第Ⅰ期整備)

①居住棟 (おおくら園, かまくら園)

- 第Ⅰ期整備は、緊急を要する整備として位置づけることから、現在の居住棟である「おおくら園」、「かまくら園」の入所利用者相当数に対応した居室数を整備する方向とする。

併せて、啓佑学園の18歳以上入所利用者及び待機者を受け入れるための居室数及び短期入所のための居室数を整備する必要がある。

- 第Ⅰ期で整備すべき居室数は、以下のとおり設定した。居室数は、利用ニーズ等を踏まえ、今後更に検討し、決定する必要がある。

居室数：180～210室程度

(内訳) 船形コロニー「おおくら園」入所利用者相当数：60人

船形コロニー「かまくら園」入所利用者相当数：65人

啓佑学園18歳以上入所利用者相当数：35～45人

短期入所者、待機者相当数：20～40人

- また、入所利用者の動線や安全性を考慮する観点から平屋建てを原則とし、複数の居住棟を整備することで1棟当たりの建物の小規模化を図り、コンパクトな空間を創出することが求められる。

②居住棟 (はちくら園, セルフふながた)

- 現在閉鎖中の「はちくら園」及び「セルフふながた」は、今後も使用する見込みが無いことから、取り壊しを行う。

(第Ⅱ期整備)

①活動棟 (なでくらセンター)

- なでくらセンター(生活介護)は築40年が経過しており、建物本体が老朽化していることから、第Ⅱ期において建て替える方向とする。

②事務管理棟 (事務管理センター)

- 事務管理センターは築36年が経過し、建物本体が老朽化していることから、第Ⅱ期において建て替える方向とする。

③体育館

- 体育館は築34年が経過し、建物本体が老朽化していることから、第Ⅱ期において建て替える方向とする。



## ④給食棟（給食センター）

- 給食センターは、築22年が経過しており、建物・設備が老朽化していることから第Ⅱ期において建て替える方向とする。

## ⑤エネルギー棟（エネルギーセンター）

- エネルギーセンター（ボイラー、重油タンク、発電室）は、現在、おおくら園及び事務管理センターへ供給しているが、建て替えに当たり、建物ごとに単独でエネルギー関連設備を整備する方向とする。現在のエネルギーセンターは、おおくら園の入所利用者の移動が完了した後に取り壊しを行う。

時期	整備対象	建物名称	整備の方向性
第Ⅰ期	居住棟	おおくら園	⇒建て替え
		かまくら園	⇒建て替え
		はちくら園	⇒取り壊し
		セルプふながた	⇒取り壊し
			} (180～210室程度)
第Ⅱ期	活動棟	なでくらセンター	⇒建て替え
	事務管理棟	事務管理センター	⇒建て替え
	体育館	体育館	⇒建て替え
	給食棟	給食センター	⇒建て替え
	エネルギー棟	エネルギーセンター	⇒取り壊し

## V 施設整備の基本計画

- 各建物の構成，整備・配置場所，整備手順，整備スケジュールについて，検討会として，現時点で想定されるものを次のとおり整理した。

今後は，その実現可能性を含めて，専門家（設計業者）による調査・検討を加え，最適な方法を検討し，判断することが望ましい。

### 1 各建物の構成

- 今後，建て替える各建物の構成について概ね次のとおり整理した。詳細については更に検討する必要がある。

#### (1) 設備及び運営に関する基準について

- 国は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）」を定めており，県は，これを基に「指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日宮城県条例第96号）」を策定している。
- 今後の施設整備に当たっては，以下に示す建物・設備に関する主な基準等を遵守した建物を整備する必要がある。

#### (構造設備)

- 障害者支援施設の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫され，かつ，日照，採光，換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
- 障害者支援施設の建物は，耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃性の材料の使用，火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。
- 避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

#### (設備の基準)

- 障害者支援施設は，訓練・作業室，居室，食堂，浴室，洗面所，便所（トイレ），相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

**① 訓練・作業室**

- 専ら施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

**② 居室**

- 居室の定員は、4人以下とすること。
- 地階に設けてはならないこと。
- 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。
- 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

**③ 食堂**

- 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- 必要な備品を備えること。

**④ 浴室**

- 利用者の特性に応じたものとすること。

**⑤ 洗面所**

- 居室のある階ごとに設けること。
- 利用者の特性に応じたものであること。

**⑥ 便所（トイレ）**

- 居室のある階ごとに設けること。
- 利用者の特性に応じたものであること。

**⑦ 相談室**

- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

**⑧ 廊下幅**

- 1.5m以上（中廊下の幅は1.8m以上）。
- 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

**(2) 新居住棟の構成**

(構成)

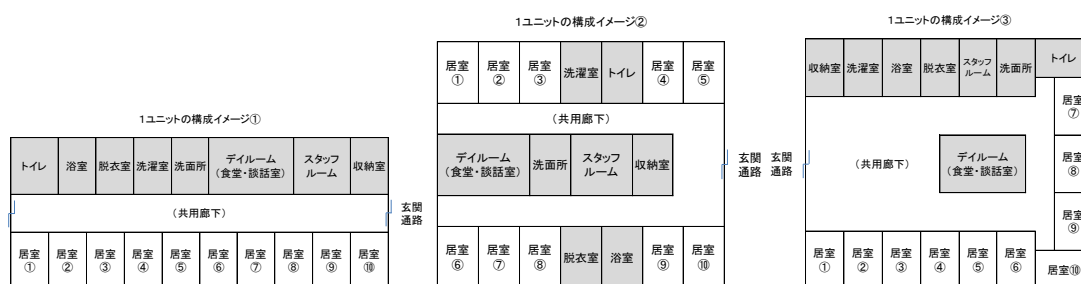
- 各居住エリアに整備する新居住棟は、1エリア当たり60～80室とし、利用者の生活の質の向上を図るとともに、プライバシー等の確保を図る構造とする必要がある。
- 居室はユニット形式とし、1ユニット当たり10人程度とすることで小舎的な空間を創出する配置とすべきである。但し、強度行動障害のある入所利用者は、より個別的な

支援を必要とするため、更に小規模なユニット構成とすることも検討すべきである。

- 各ユニットには「居室」「デイルーム（食堂・談話室）」「浴室」「脱衣室」「トイレ」「洗面所」「洗濯室」「収納室」「スタッフルーム」「廊下」等を設け、施設職員等による支援を受けながら、可能な限り家庭での暮らしに近い生活を送ることができる環境とする必要がある。
- なお、各ユニットは、入所利用者の状況や障害特性に配慮し、支援体制や人員配置等を考慮する必要があるため、今後、新居住棟及び各ユニットの構成や配置について具体的な検討が求められる。

(ユニット構成イメージ)

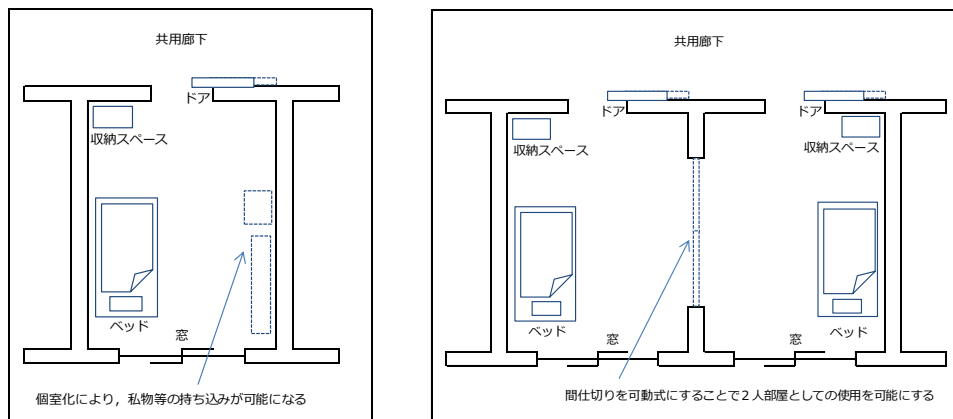
- ユニットの構成及び配置は、以下のようなパターンが想定される。
- 今後、入所利用者等が生活しやすく、スムーズな支援を受けられる構成及び配置となるよう、その実現に向けて、今後具体的な検討を進める必要がある。



(居室)

- 各居室は個室を基本とし、入所利用者のプライバシーの確保を図ることが必要である。
- 同居者との相互協力によって日常生活を維持することが望ましい場合や入所利用者が希望した場合等を考慮に入れ、可動式の間仕切りドアを開放することで、2人部屋としての利用が可能になる居室を各ユニットに1～2か所程度（2～4室程度）設置することについても検討する。
- 各居室は、現在及び将来的な高齢化や障害の重度化等への対応を想定し、ベッドや収納スペース等の設置を想定した上で、車椅子での旋回がスムーズに行える程度のスペースを十分に確保する必要がある（10～15㎡程度を想定）。
- 居室は南向きを基本とし、東向き又は西向きの場合は、窓の前に十分な空間を設けることにより、採光や通風を確保する。また、建物の向きによっては、樹木を配置するなどにより、強い日射を遮るなどの工夫が必要である。
- 短期入所者が利用する居室は、短期入所者専用のユニットの配置や長期入所者が生活する各ユニットの中へ配置することについて検討が必要である。

(居室イメージ)



(整備の方向性)

- 利用者の生活の質の向上を図るとともに、プライバシー等の確保を図る建物とする。
- 可能な限り小規模のユニット制とし、原則として個室化することが望ましい。但し、入所利用者の状況や障害特性に対応するため、2人部屋としての利用が可能になる居室等を一部設置することについて検討する必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新居住棟	居室(個室)	○ 設置基準9.9㎡を基準に障害の程度を考慮した広さを設定する ○ 可動式の間仕切り等の採用により、2人部屋への対応が可能な構造とする
	ダイルーム	○ 各ユニットに設置し、食堂・談話室として使用する ○ ダイニングテーブルを設置し、食事ができる環境とする
	一般浴室 ※	○ 支援員の介助を想定した広さを設定する
	特殊浴室 ※	○ 身体の機能に障害がある入所利用者に対応するため機械浴、介護リフト等を設置する
	脱衣室 ※	
	トイレ ※	○ 障害の状況に対応できる複数の便座を設置する
	洗面所 ※	
	洗濯室 ※	
	収納室 ※	
	スタッフルーム ※	
	家族面会室	○ 家族が宿泊できるような部屋としての活用も検討する
	廊下	○ 1.5m以上(中廊下1.8m以上)の幅を確保する
	園長室・事務室	○ 各居住棟に1か所設置する

※ 各ユニットへの設置を検討すべきもの

## (3) 新活動棟の構成

## (構成)

- 新活動棟は、日中活動を行う「日中活動室」や機能訓練を行う「機能訓練室」の他、日中活動の時間帯に食事を提供する「食堂」等の設置が想定される。
- 利用者に対して心地良い感覚刺激（光、音楽、触感、香り等）を提供する「スヌーズレンルーム」の設置が求められる。
- その他、日中活動及びその支援に必要な諸室の設置が求められる。

## (整備の方向性)

- 新居住棟と分離して整備し、入所利用者の状況や障害特性に合わせて、複数の活動メニューが提供できる諸室構成とする必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新活動棟	日中活動室	○ 設置基準3.3㎡を基準に様々な障害の状況に合わせた活動を想定した広さや空間を設定する ○ 可動式の間仕切り等により、利用者のニーズに合わせた使用を可能とする ○ 自閉的傾向が強い利用者向けの個室を設置する
	機能訓練室	○ リハビリテーションを提供するための空間を設定する
	食堂・多目的室	○ 日中活動時に食事を提供する ○ 多目的室としても使用できるよう十分な広さを確保する
	スヌーズレンルーム	○ 心地良い感覚刺激を提供する部屋を設置する
	相談室	○ 入所利用者等の相談に応じる部屋を設置する
	理髪室	
	浴室・シャワー室	
	トイレ	○ 障害の状況に対応できる複数の便座を設置する
	洗面所	
	収納室・倉庫	
	事務室	○ 日中活動に対応する職員用の事務室を設置する
	医務室	
	看護師室	
	静養室	
	ボランティア室	
	職員用トイレ	
	職員用更衣室	
廊下	○ 1.5m以上(中廊下1.8m以上)の幅を確保する	

## (4) 新給食棟の構成

(構成)

- 新給食棟は、入所利用者の食事を提供する「厨房」及び関連諸室の設置が想定される。

(整備の方向性)

- 隣接する活動棟と一体的に整備し、一つの建物とする手法についても併せて検討する必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新給食棟	厨房	○ 施設全体の入所利用者に対して食事を提供するために必要となる広さや設備を確保する
	車両搬出入口	○ 配膳車両が駐車できる広さを確保する
	職員用更衣室	
	職員用トイレ	
	洗面所	
	事務室	

## (5) 新事務管理棟の構成

(構成)

- 新事務管理棟は、施設全体を管理する機能を担い、「事務室」、「会議室」、「書庫」等の設置が想定される。
- 外部向けに開催する研修や会議等を行うための「研修室」や、障害福祉に関連する図書資料を配架する「図書資料室」の設置が想定される。

(整備の方向性)

- 施設管理機能のみならず、県立施設としてのセンター機能を備えるため、調査・研究機能、外部向け研修機能や相談支援機能に対応した諸室構成とする必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新事務管理棟	施設長室	○ 応接ができるようにする
	事務室	○ 施設全体を管理する機能を備える
	相談支援室	○ 外部向けの相談支援を行うための機能を備える
	会議室	○ 複数の会議室を設置する
	研修室	○ 研修等を行うために必要となる設備を設置する
	図書資料室	○ 障害福祉の図書資料を配架する
	給湯室	
	書庫	
	物品庫(収納室)	
	職員用更衣室	
	職員用トイレ	

#### (6) 新体育館の構成

(構成)

- 新体育館は、入所利用者や地域住民が参加するイベントやスポーツ等を行う際に使用することを想定し、そのために必要となる設備を設置することが求められる。
- 災害発生時に、他施設利用者・在宅者及び地域住民を受け入れる避難スペースとして活用することも想定し、福祉避難所として機能するための設備を備える必要がある。

(整備の方向性)

- 多目的ホールとして新事務管理棟等と一体的に整備する手法についても併せて検討を行う必要がある。

区分	主な室名	特記事項
新体育館	体育館 (多目的ホール)	○ 災害時の避難場所として必要な広さを確保するとともに、必要な機能を備える
	倉庫	
	非常用食品庫	
	トイレ	○ 障害の状況に対応できる複数の便座を設置する



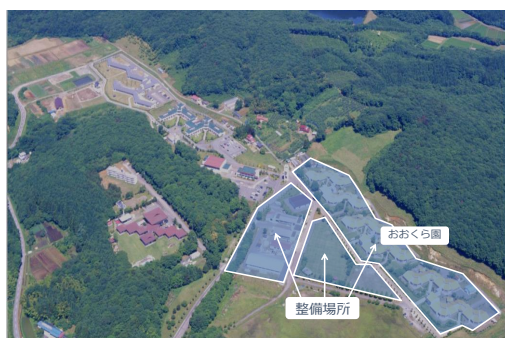
## 2 各建物の整備場所

- 現在の船形コロニーは、広大な敷地内に居住棟（おおくら園、かまくら園、とがくら園）や活動棟（なでくらセンター）、事務管理棟（事務管理センター）などの各建物が分散して建てられており、建物間の距離が長く、入所利用者や支援職員等の移動等に時間や労力を要している状況にある。
- このため、今後の施設整備に当たっては、各居住棟と活動棟を隣接させ、コンパクトで機能的・効率的な配置とすることで、各建物へアクセスしやすく、また、入所利用者が利用しやすく、支援職員が支援しやすい環境を構築する必要がある。
- 併せて、入所利用者の住まいの場と日中活動の場を明確に分離させることにより、入所利用者の日々の生活にリズムとメリハリが生まれるような配置になるよう配慮する必要がある。
- また、事務管理棟（事務管理センター）は、関連する機能を集約化し、入所利用者の生活や活動に対して効果的な支援に繋げるとともに、各居住棟と活動棟との有機的な連携が図られるような配置にする必要がある。
- 以上の考え方を踏まえ、今後、現地において建て替えを行う整備場所は、現在閉鎖中の「はちくら園」や「セルフふながた」等を取り壊すことにより、一定規模の建設スペースが確保できる「おおくら園」周辺の3つのエリアを整備エリアとすることを基本として検討を進めるべきものと考えられる。
- なお、今後の基本構想の策定過程において、「とがくら園」周辺や在宅心身障害者保養施設「宮城県七ツ森希望の家」周辺など、敷地内の別のエリアでの整備可能性についても検討が必要である。

### (整備エリアに関する考え方)

- 各建物へのアクセスが容易な配置構成
- 居住の場、日中活動の場の明確な分離
- 居住棟、活動棟、事務管理棟の機能的な配置
- 「おおくら園」周辺での一体的な整備

### (整備場所イメージ)



### 3 各建物の配置

- 「おおくら園」周辺の3つの整備エリアは、現在、各建物を結ぶ道路により区画されているが、これらの道路は、工事車両の移動経路としても活用することとし、各エリア内に新しい建物を整備することが考えられる。
- 新居住棟及び新活動棟については、複数の新居住棟と新活動棟との間のスムーズな移動を可能にするため、各新居住棟の中心部に新活動棟を配置する必要がある。
- 新事務管理棟は、船形コロニー敷地内の玄関口となる場所に配置する必要があることから、敷地内の中心部を通る既存道路に面した場所に配置することとし、必要となる事務管理機能の集約化を図る必要がある。
- 以上の基本的な考え方を踏まえ、3つの整備エリアで整備した場合に想定される各建物の配置イメージ、整備手順及び整備スケジュールを以下に示す。なお、これらは現段階において想定される考え方を示したものであることから、今後、実現可能性について更なる検討が必要である。

(配置イメージ)



配置場所区分	面積	整備する主な建物
居住Aエリア	約 8,000㎡	新居住棟A (60～65室程度)
居住Bエリア	約 8,000㎡	新居住棟B (60～80室程度)
居住Cエリア	約 6,000㎡	新居住棟C (60～65室程度)
活動エリア	約 6,000㎡	新活動棟, 新給食棟
事務管理エリア	約 10,000㎡	新事務管理棟, 新体育館

#### 4 整備手順

(整備手順の考え方)

- 第Ⅰ期整備として、老朽化が著しい居住棟の建て替え、第Ⅱ期整備として、活動棟と給食棟、事務管理棟、体育館の建て替えが想定される。
- 建て替え期間中の入所利用者の入所先について、仮設の居住棟を建てることも考えられるが、入所利用者の生活環境を頻繁に変えることは望ましくないこと、また、仮設の居住棟の設置及び撤去費用負担を避けられることから、仮設の居住棟は建てないこととし、各建物の建て替えが完了するまでの間、既存の建物を継続して使用しながら建設工事を行うとともに、工事期間中は入所利用者の生活や安全面に配慮する必要がある。
- また、建設工事に当たっては、必要となる工事作業スペースや資材置場等を十分に確保し、工事車両のスムーズな移動や動線等を考慮する必要がある。
- 以上を踏まえ、今後の施設整備イメージ及び整備手順を以下のとおり整理した。なお、以下の整備手順は、現時点において想定されるものであり、今後変更となる可能性がある。
- なお、敷地内の既存配管の更新、外灯や植栽等の外構工事については、第Ⅰ期と第Ⅱ期の建物の建て替えと併せて、別途工事を実施する必要がある。

(想定される整備手順)

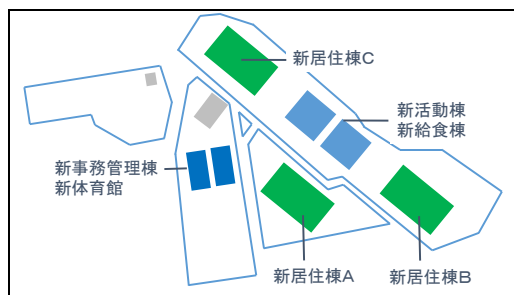
(第Ⅰ期整備：居住棟の建て替え)

- ① 「新居住棟A」建設
- ② 「セルフふながた」「はちくら園」解体・撤去
- ③ 「新居住棟B」建設
- ④ 「新居住棟C」建設

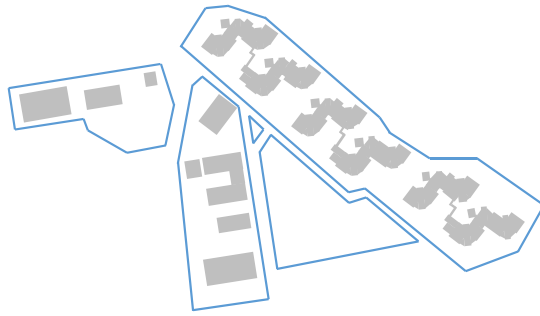
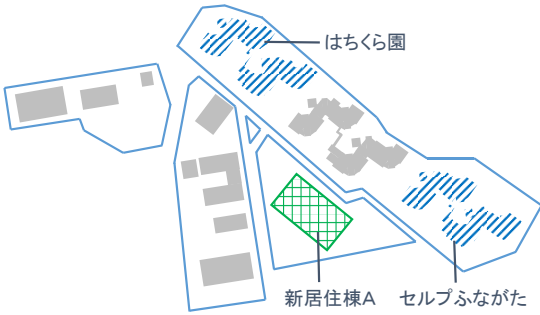
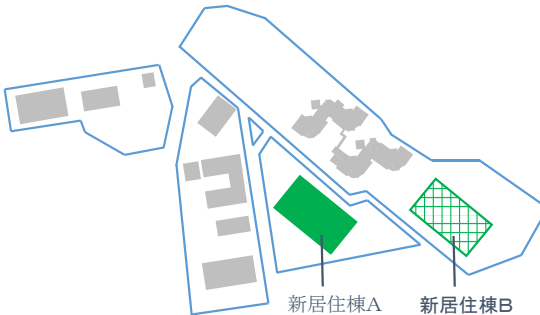
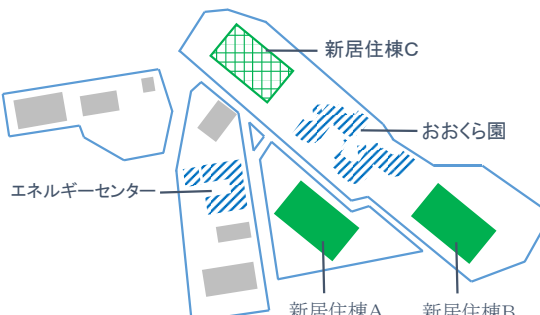
(第Ⅱ期整備：活動棟、給食棟、事務管理棟、体育館の建て替え)

- ① 「おおくら園」解体・撤去
- ② 「新活動棟」「新給食棟」建設
- ③ 「エネルギーセンター」解体・撤去
- ④ 「新事務管理棟」「新体育館」建設
- ⑤ 「なでくらセンター」「給食センター」「事務管理センター」「体育館」解体・撤去

(施設整備イメージ)



(第Ⅰ期・第Ⅱ期の整備手順)

		整備内容
1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新居住棟A」基本設計・実施設計</li> <li>○「セルフふながた」解体設計</li> <li>○「はちくら園」解体設計</li> </ul>
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新居住棟A」建設工事</li> <li>○「セルフふながた」解体・撤去</li> <li>○「はちくら園」解体・撤去</li> <li>○「新居住棟B」基本設計・実施設計</li> </ul>
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新居住棟A」供用開始</li> <li>○「新居住棟B」実施設計，建設工事</li> <li>○「新居住棟C」基本設計・実施設計</li> <li>○「新活動棟」基本設計・実施設計</li> <li>○「新給食棟」基本設計・実施設計</li> <li>○「おokra園」解体設計</li> <li>○「エネルギーセンター」解体設計</li> </ul>
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新居住棟B」建築工事，供用開始</li> <li>○「新居住棟C」実施設計・建設工事</li> <li>○「おokra園」解体・撤去</li> <li>○「エネルギーセンター」解体・撤去</li> <li>○「新活動棟」実施設計</li> <li>○「新給食棟」実施設計</li> <li>○「新事務管理棟」基本設計・実施設計</li> <li>○「新体育館」基本設計・実施設計</li> </ul>

(第I期・第II期の整備手順)

		整備内容
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新居住棟C」建設工事, 供用開始</li> <li>○「新活動棟」建設工事</li> <li>○「新給食棟」建設工事</li> <li>○「新事務管理棟」実施設計, 建設工事</li> <li>○「新体育館」実施設計, 建設工事</li>   <li>○「なでくらセンター」解体設計</li> <li>○「給食センター」解体設計</li> <li>○「事務管理センター」解体設計</li> <li>○「体育館」解体設計</li> </ul>
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新活動棟」供用開始</li> <li>○「新給食棟」供用開始</li> <li>○「新事務管理棟」建設工事, 供用開始</li> <li>○「新体育館」建設工事, 供用開始</li>   <li>○「なでくらセンター」解体・撤去</li> <li>○「給食センター」解体・撤去</li> <li>○「事務管理センター」解体・撤去</li> <li>○「体育館」解体・撤去</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備完了</li> </ul>

5 整備スケジュール

- 第Ⅰ期整備は、啓佑学園の18歳以上入所利用者の移行期限となる平成29年度末を目処に、受け入れ可能な新居住棟を先行して整備する必要がある。また、残りの居住棟は、可能な限り早い時期に必要な整備を行うことが求められる。
- 第Ⅱ期整備は、第Ⅰ期整備の建築工事が終了後、新居住棟以外の関連施設（新活動棟、新給食棟、新事務管理棟、新体育館）の建設工事に着手する必要がある。
- 第Ⅲ期整備は、入所状況、各地域の障害福祉サービスの整備状況などの動向を踏まえ、民間事業者による入所施設の整備の可能性を見極めながら、他地域での建て替え可能性を含め、別途検討することが適当である。

(整備スケジュール)

	現在	建替後	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33		
第Ⅰ期	ふれあい広場 (おおくら園前空地)	新居住棟A	基本 構想	基本設計	実施設計	建設工事	★ 供用開始				
	セルフふながた	新居住棟B		解体設計	解体・撤去	基本設計	実施設計	建設工事	★ 供用開始		
	はちくら園	新居住棟C		解体設計	解体・撤去	基本設計	実施設計	建設工事	★ 供用開始		
第Ⅱ期	おおくら園	新活動棟 新給食棟				解体設計	解体・撤去	基本設計	実施設計	建設工事	★ 供用開始
	エネルギーセンター なでくらセンター 給食センター	新事務管理棟 新体育館				基本設計	実施設計	基本設計	実施設計	建設工事	★ 供用開始
	事務管理センター 体育館	—				解体設計 (エネルギーセンター)	解体・撤去	解体設計 (なでくらセンター、給食センター)	解体・撤去	解体設計	解体・撤去
第Ⅲ期	とがくら園 まつくらセンター	(要検討)		入所状況、各地域のニーズや障害福祉サービスの整備状況等を踏まえ、民間事業者による入所施設の整備の可能性を見極め、他地域での整備の可能性も検討						基本構想 (とがくら園分 具体化)	

※ 上記は、現時点で想定されるスケジュール案であり、基本構想策定時に、より最も効率的なスケジュールを検討し、判断する必要がある。

※ 現時点では、現在の「おおくら園」の周辺に新しい建物を整備する案としているが、今後の基本構想によっては、敷地内の別の場所に整備する可能性もあり、その場合はスケジュールの見直しが必要となる。



## VI 事業手法の検討

- 今回の施設整備に当たり、主な事業手法としては、従来方式（個別発注方式）、DB（デザインビルド）方式、PFI方式が想定される。
- それぞれの事業手法の概要は下記のとおりである。

	整備手法	特記事項																						
1	<p><b>従来方式（個別発注方式）</b></p> <p>建物の基本設計，実施設計，施工，維持管理を個別に発注する方式。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">発注区分</td> <td>基本設計</td> <td>個別発注</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>個別発注</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>個別発注</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td rowspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>施設運営</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発注形態</td> <td>仕様発注</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金調達</td> <td>県</td> </tr> </table>	発注区分	基本設計	個別発注	実施設計	個別発注	施工	個別発注	維持管理	指定管理	施設運営	発注形態		仕様発注	資金調達		県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 段階ごとに発注するため、県の意向や要求性能を段階的に反映させることが可能となる。</li> <li>○ 維持管理，運営が別発注となるため、環境変化等の長期リスクに対応しやすい。</li> <li>○ 個別発注するため、他の手法に比べてコスト削減効果が限定的となる。</li> <li>○ 工程ごとに委託先の選定・契約・管理が必要。</li> <li>○ 維持管理や施設運営を考慮した設計が必要。</li> </ul>						
発注区分	基本設計		個別発注																					
	実施設計		個別発注																					
	施工		個別発注																					
	維持管理	指定管理																						
施設運営																								
発注形態		仕様発注																						
資金調達		県																						
2	<p><b>DB（デザインビルド）方式</b></p> <p>建物の基本設計，実施設計，施工を一括して発注する方式。基本設計のみ個別発注する場合もある。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">発注区分</td> <td>基本設計</td> <td>個別発注</td> <td rowspan="2">一括発注</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>一括発注</td> </tr> <tr> <td>施工</td> <td>一括発注</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td colspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>施設運営</td> <td colspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発注形態</td> <td colspan="2">性能発注</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金調達</td> <td colspan="2">県</td> </tr> </table>	発注区分	基本設計	個別発注	一括発注	実施設計	一括発注	施工	一括発注	維持管理	指定管理		施設運営	指定管理		発注形態		性能発注		資金調達		県		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計・施工業者の連携等により、設計段階における施工ノウハウの反映が可能となり、工期短縮やコスト削減効果が期待できる。</li> <li>○ 維持管理，運営が別発注となるため、環境変化等の長期リスクに対応しやすい。</li> <li>○ 一括発注の段階で、設計・施工の条件や求められる機能等を整理し、明確に提示する必要がある。</li> <li>○ 維持管理や施設運営を考慮した設計が必要。</li> </ul>
発注区分	基本設計		個別発注	一括発注																				
	実施設計		一括発注																					
	施工		一括発注																					
	維持管理	指定管理																						
施設運営	指定管理																							
発注形態		性能発注																						
資金調達		県																						
3	<p><b>PFI方式</b></p> <p>PFI法に基づき、民間事業者（SPC＝特別目的会社）が資金を調達し、建物の基本設計，実施設計，施工，維持管理及び運営を一括して発注する方式。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">発注区分</td> <td>基本設計</td> <td rowspan="3">一括発注（長期）</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>施工</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td rowspan="2">指定管理</td> </tr> <tr> <td>施設運営</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発注形態</td> <td>性能発注</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金調達</td> <td>民間資金</td> </tr> </table>	発注区分	基本設計	一括発注（長期）	実施設計	施工	維持管理	指定管理	施設運営	発注形態		性能発注	資金調達		民間資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計・施工業者の連携等により、設計段階における施工ノウハウの反映が可能となり、維持管理までを含めたコスト削減効果が期待できる。</li> <li>○ 金利の高い民間資金の活用により、一括発注によるコスト削減効果が相殺される可能性がある。</li> <li>○ 仕様が全て民間事業者に委ねられるため、県の意向や要求性能等を確保する工夫や取組みが必要。</li> <li>○ 長期契約となるため、環境変化等の長期リスクへの対応が必要。</li> <li>○ PFI導入に向けた検討に時間を要することから、整備完了時期が遅れる可能性が高い。</li> </ul>								
発注区分	基本設計		一括発注（長期）																					
	実施設計																							
	施工																							
	維持管理	指定管理																						
施設運営																								
発注形態		性能発注																						
資金調達		民間資金																						

## (検討に当たっての基本的考え方)

- 船形コロニーは、県内の重度・最重度の障害者を受け入れる障害者支援施設であり、入所利用者等の満足度が高いサービスを提供するためには、支援のノウハウのある民間事業者への指定管理委託を行うことにより、安全かつ確実に維持管理及び運営を行うことが必要である。
- 今回の施設整備は、現在の入所利用者の生活環境を改善し、また、啓佑学園の18歳以上入所利用者の受け入れ先の一つとするためには、早急な整備が必要である。
- また、県立施設としてのセンター機能を発揮できる施設整備を推進するためには、直近の入所利用者及び関係者等（利用者家族、施設運営者、民間事業者等）の考え方や支援体制を踏まえた上で、今後の支援体制等の充実に向けた検討を行い、基本設計や実施設計に反映させていくことが重要である。
- なお、地元経済の活性化や地元企業の育成等の観点から、地元企業が参画しやすい事業手法を考慮する必要がある。

## (事業手法の検討)

- DB（デザインビルド）方式は、一括発注による事務処理の簡素化や工期短縮等が期待できる一方で、発注段階から建設工事を予め考慮した提案・契約がなされるため、その後の柔軟な設計変更が難しくなるなどのリスクを伴う。
- PFI方式では、建設工事に加えて維持管理までを含めた提案・契約となることから、設計変更が更に難しくなる虞がある。
- 今回の施設整備では、収益性の高い事業を行う建物等は整備しないことから、PFI方式の採用により民間事業者が収益性を高められる範囲は狭く、また、PFI導入検討にも時間を要することから、PFI方式を採用するメリットは限定的なものと考えられる。
- 一括発注による整備手法は、コスト縮減効果が期待できるメリットがあるが、設計・施工段階での総合評価方式の採用や、維持管理段階での指定管理者制度の活用により、従前方式（個別発注方式）でもコスト縮減効果は期待できる。

## (事業手法の選定)

- 以上を踏まえ、今回の施設整備に当たっては、限られた期間で大規模な施設整備を安全かつ確実に進めるためには、従来方式（個別発注方式）による事業手法の優位性が高いものと考えられる。



## VII 今後の検討課題の整理

### ○ 拠点施設としてのセンター機能の充実

船形コロニーは、本県における重度・最重度の障害者支援の拠点としての役割が期待されている。このため、今後、県立施設として果たすべきセンター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）の具体化に向けた検討を行い、施設運営に反映させていく必要がある。

現在、短期入所や相談支援などの在宅支援の機能の充実や、民間事業者等に対する研修などの機能が求められていることから、その実現に向けて具体的な検討を行う必要がある。

また、船形コロニーでは、入所利用者の高齢化や障害の重度化が進んでおり、入所利用者の家族等からも医療的ケアや健康・医療支援のほか、入所利用者の状況や障害特性に応じた生活支援や日中活動支援の充実に対する要望等が出されているなど、そのニーズが高まっており、医療的支援の充実に向けた具体的な対策や方策の検討が必要である。

### ○ 施設運営体制の再構築

今回の建て替えにより、建物内の構成や諸室の配置等が変更となるため、これらに対応した施設運営体制の再構築が必要となる。

入所利用者やその家族等が不安を感じることも無く、また、支援内容の質を保ちながら、効果的な支援が提供できるよう、今後必要となる職務を分析・整理し、業務手順、職務基準等を明確にしながら、必要に応じて支援体制や人員配置の変更等について指定管理者と協議を行う。併せて、施設職員の人材育成・確保に向けた具体的な対応策や方策を検討・実施することが重要である。

### ○ 他の社会資源、医療機関との連携

現在の船形コロニーは、地域住民からの理解が得られており、関係も良好であるが、交流や活動が限定的であり、他の社会資源との連携等も不十分である。このため、今後、地域に開かれ、連携・交流が図られる施設とするための仕組みを検討し、実現を目指していく必要がある。

また、医療的ケアに対応するためには、専門職員の確保が不可欠であり、障害福祉に理解ある医師との連携や協力等により、支援体制の充実を図るとともに、人材育成に取り組む必要があることから、その具体的な対応策や方策を検討していく必要がある。

## VIII おわりに

- 船形コロニー施設整備検討会は、本報告書のとおり、船形コロニーの現状と課題、求められる役割や機能を踏まえ、今後の施設整備の方向性について幅広く検討を行った。  
検討会では、施設運営者や利用者家族など、それぞれの立場から様々な意見が出され、船形コロニーに期待する役割や機能等について改めて認識できた。
- 施設整備に関しては、現在の建築費高騰の状況下での一括整備はコスト高となるため、現在の機能を維持しながら、段階的に整備する必要があること、その上で、入所利用者の生活等に支障が生じている居住棟（おおくら園、かまくら園）を先行して建て替えることが望ましいとの意見で一致した。
- また、建替場所に関しては、利用者家族等の意向なども踏まえ、先行して建て替える施設については、「早期の建て替えが可能である現地での建て替えが望ましい」との結論になったが、現状では、地域との交流や活動が限定的であり、他の社会資源との連携等も不十分であることから、これらの課題解決に向けた更なる検討が必要である。
- 新居住棟に関しては、小規模のユニット制とし、居室を原則個室化すべきという意見や、新居住棟と新活動棟は分離すべきとの意見が多く出された。  
本検討会としても、利用者の生活の質の向上を図るためには、「小ユニットで個室化を原則とした整備が望ましい」との結論に至った。
- なお、検討過程では、地域社会から人を呼び込み、健常者と障害者との共生・共存を目指すべきとの意見や、民間事業者等に対して支援技術やノウハウ等を提供する研修機能を付加すべきという意見、利用者の状態や障害特性に合わせた様々な日中活動内容や活動場所を提供すべきという意見、医療的ケアの充実や看取りまでの支援を期待するとの意見があった一方で、新たな役割・機能を担うためには、職員体制の充実や配置の工夫が前提となるとの意見が出された。
- 今後は、こうした意見や期待、現実的な課題を踏まえ、船形コロニーが県立施設として果たすべき役割や機能の具体化に向けた検討を行い、今後の施設整備の具体的な検討や、新たな支援体制の構築や施設運営にも反映させていく必要がある。
- 入所利用者の高齢化や障害の重度化への対応に関しても、専門職員の育成・確保など、支援体制の充実に向けた具体的且つ計画的な取り組みが求められる。  
また、入所利用者の家族においては、小ユニットで個室化とすると職員が目が行き届かなくなるという不安もあることから、丁寧な説明を行い、こうした不安の解消に努めていくことが求められる。

- 県においては、本検討会での意見・提言を踏まえ、利用者本位の視点に立ちながら、ハード・ソフト両面から具体的且つ多角的な検討を行うとともに、利用者やその家族、支援職員等に対する意向確認や情報提供などの丁寧な対応にも努めながら、今回の施設整備を着実に実現していくことを期待する。

## 船形コロニー施設整備検討会開催要綱

### (目的)

第1条 船形コロニーの施設整備の方向性について学識経験者、民間施設運営者及び施設利用関係者等の意見の聴取を行うため、船形コロニー施設整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (検討内容)

第2条 検討会では、次の事項について意見をいただくものとする。

- (1) 船形コロニーの現状と課題の整理に関すること。
- (2) 船形コロニーの整備方針に関すること。
- (3) 船形コロニーの施設整備の方向性（新施設の機能、規模、整備場所、構成等）に関すること。

### (構成等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

- 2 検討会に会長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。
- 3 会長は、検討会の会議において座長となる。

### (会議等)

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部障害福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第3条関係）

分野	構成員数	摘要
学識経験者	2人	
民間施設運営者	2人	
施設利用関係者	2人	
保健福祉行政関係者	1人	
県立施設運営者	1人	

## 船形コロニー施設整備検討会構成員名簿

(五十音順) (敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
東北学院大学 経済学部共生社会経済学科	教授	阿部 重樹	会長 (座長)
東北工業大学 工学部建築学科	教授	石井 敏	
一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会	代表理事	鎌田 喜光	
社会福祉法人恵泉会 地域生活支援センター	管理者	佐藤 幸恵	
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー	副所長	高橋 研二	
宮城県船形コロニー育成会	会長	高見 恒憲	
大和町保健福祉課	課長	千葉 喜一	
宮城県知的障害者福祉協会	会長	二階堂 明彦	

## 検討会の検討経過

### 1 検討スケジュール及び検討内容

開催回	日時	主な検討内容
第1回	5月19日	船形コロニーの現状と課題の整理① ○ 船形コロニーの現状と課題の整理 ○ 船形コロニーの役割・機能の検討
第2回	5月28日	船形コロニーの現状と課題の整理② ○ 施設見学，意見交換
第3回	6月16日	船形コロニーの施設整備の検討① ○ 整備方針の検討 ○ 整備場所，整備内容・規模等の検討
第4回	7月31日	船形コロニーの施設整備の検討② ○ 整備する建物の整備場所の検討 ○ 整備する建物の構成，各諸室等の検討
第5回	8月28日	船形コロニーの施設整備の検討③ ○ 整備手順，整備手法等の検討 ○ 今後の検討課題の整理 ○ 船形コロニーの施設整備の方向性（まとめ）

### 2 検討会における主な意見

#### （施設・設備の老朽化に関する意見）

- 各居住棟には異なる課題があるので，それぞれに整理が必要である。
- 「おおくら園」の居室は，自然光が入らず非常に暗い。居室の前にトイレがあるため，臭いが籠もっており非常に気になる。
- 「かまくら園」は，ダイルームが無いために，ゆっくりとくつろげる場所が無い。
- 「とがくら園」は，居住環境が良い一方で，建物の雰囲気は施設的である。
- 「とがくら園」は，動線が長いので，特に高齢者にとっては移動が大変である。
- 全ての居住棟において，一つの空間の中に入所利用者が多すぎるように思われる。
- 建設当時に想定していたメリットがそのまま活かされている場合や，想定していなかった課題が生まれたり，メリットがデメリットになっていることが想定される。
- 利用者家族や支援職員からの意見も取り入れながら検討していくべきである。



**(入所利用者の高齢化、障害の重度化に関する意見)**

- 入所利用者の高齢化や障害の重度化，強度行動障害に対応した支援体制の強化が必要である。
- 利用者やその家族が高齢化している。利用者家族は，医療的ケアの充実や看取りまでの支援を期待している。
- 県内の民間施設は，船形コロニーが支援技術やノウハウ等を提供するような研修の場となることを期待している。
- 障害者の支援施設の中核施設として，強度行動障害への対応などの先進的な取り組み等により，県全体の人材育成やレベルアップに繋げていくことが必要である。
- 国の施策の方向性の変更に振り回されること無く，利用者が生涯を全うできるような施設になることを期待する。
- 県立施設の機能の一つとして，民間施設の利用者や高齢者等の診療を行う診療所の機能があると良い。

**(施設整備に関する意見)**

- 建て替えに当たっては，県立施設としての大きな柱となるビジョンを明確にする必要がある。
- 障害があっても地域で暮らすことが望ましい姿であるが，高齢化や障害の重度化により，地域での生活が困難となった場合に，どのような支援を提供すべきか，その考え方を整理する必要がある。
- 今後の建て替えに当たっては，支援者側が管理する視点ではなく，利用者の視点を優先する考え方を明確にすべきである。
- 利用者の「暮らし」の充実が大前提であり，それを支えるための「支援」となる。利用者の暮らしを支えるための支援であることを明確にすべきである。
- 支援する側が，支援上の工夫やスキルアップ等により，利用者が求める暮らしやすい生活に近づけていく考え方が重要である。
- 船形コロニーの役割と機能を拡充する場合は，職員体制の充実や支援上の工夫が前提となる。
- 単に施設を建て替えるのではなく，他には無いソフト面での支援を提供することで，将来の障害福祉を見据えた，福祉の先進県らしい施設整備に繋げるべきである。
- ハード（建物）からソフト（支援）を検討するのか，ソフト（支援）からハード（建物）を検討するのかによって，結果が大きく異なる。今後，どのような活動や支援を行うべきか，具体的な検討を進めていくべきである。
- 重度の障害者であっても，地域生活へ移行して，周りの環境や他との関わり合いを通じて，様々な出会いや出来事が生まれている事例が多くある。これらは，地域住民を含めて，支援する人の認識や理解，方法と工夫によって成り立つものでもある。利用者の将来の可能性を探るためにも，船形コロニーは地域に発信していく場になって欲しい。

- 今後、利用者家族など関係者への説明が大切である。その際は、ハード（建物）面の説明だけではなく、新しい生活に関するソフト（支援）面についても丁寧な説明が必要である。
- ソフト（支援）面での充実を図ろうとすれば、マンパワーや人件費の増加が見込まれる。その点も十分に考慮した上で、あるべき方向性の実現を目指して欲しい。

#### （整備場所に関する意見）

- 他に適切な候補地が無いのであれば、現地建て替えが妥当である。これまでの歴史もあるので、これを継承し、更に発展させていく取り組みが求められる。
- 現在の場所（大和町吉田）は広大な敷地があり、仙台からも距離が近いという利点を有効に活用すべきである。
- 交通の便が悪いという状況にあるが、現在の敷地は広大であり、現在の場所で建て替えをすることに問題は無い。早期に建て替えに着手して欲しい。
- 利用者家族等の意見として、住み慣れた場所であり、自然環境が豊かである現在の場所での建て替えを希望する声が多く寄せられている。
- 地域社会から人を呼び込み、健常者と障害者との共生・共存を図るような『まちづくり』を目指すべきである。
- 障害者と地域住民と一緒に暮らす場所として位置づけることで、相互に関わり合うことで幸せを実感できる場所となることを期待する。
- 医療的支援体制が整ったグループホームを併設するなど、医療機関との連携によるモデル事業を展開する場としての活用を検討すべきである。
- 利用者と地域住民の交流が図られるためにも、地域住民が気軽に施設を利用できるような施設にすべきである。地域住民との交流が図られるような工夫や、交流のための広場や部屋があると良い。
- 地元の大和町とも連携しながら、今後の施設のあり方や地域交流や活動の場について検討することを期待する。

#### （各建物の整備場所に関する意見）

- 利用者や職員の移動等を考慮すれば、可能な限りコンパクトな配置・構成とした方が良い。
- 日中過ごす場所と夜間過ごす場所を別にすることで、利用者の生活に変化をつけることが重要である。
- 障害者の雇用の場とするなど、地域社会から人を呼び込む視点や工夫が必要である。
- 地域の障害者や民間の施設職員等の利用を考慮すれば、「おおくら園」周辺の方が、利用しやすいものと考えられる。
- 「とがくら園」周辺は積雪量が多く、山風も直接当たる場所であることが難点である。現在、就労継続支援B型事業として畑を利用しているので、代替地の検討が必要となる。

- 敷地の南東にあるグラウンドを活用して整備する方法も考えられる。
- 利用者のメリハリをつけるのであれば、居住場所と活動場所は可能な限り離れていた方がよい。利用者が周りの景色や空気の違いを感じなければ、メリハリは生まれない。
- 活動場所は様々な選択肢があると良い。船形コロニーの敷地の外で活動することで、地域住民との交流や理解も生まれる。周辺地域にサテライトのような活動場所を複数整備するなどの考え方もある。
- 設計段階において、必要となる機能を示し、現在の敷地内で整備するという条件で設計業者に企画提案を求めれば、配置や整備手順などは様々な提案が出てくるものと思われる。今回提示のあった配置イメージに囚われず、より幅広く提案を求めていく手法の方が良いと思われる。
- 今後の検討過程において、船形コロニーの基本的な方向性に沿った、より優れた提案やアイデアがあり、妥当性や合理性が認められれば、今回示された整備イメージではない形で整備されることは、より望ましいことであると思われる。

#### (居室に関する意見)

- 利用者が居心地良く過ごすことができる空間や場所の確保が必要である。
- 利用者一人ひとりが思い思いに使えるような空間や、生活感のある空間が確保されると良い。
- 利用者は自分の空間を必要としており、くつろげる場所を提供することが必要である。
- 日中過ごす場所と夜間過ごす場所を別にするなど、利用者の生活に変化をつけることが重要である。
- 従前の施設は、管理する側の視点で建てたことで失敗した事例もある。これからの施設は、利用者、家族、施設職員の視点を上手に取り入れる必要がある。
- これまでの『施設』から『住まいの場』へ転換し、利用者の人権やプライバシーに配慮した場にするを前提として検討すべきである。
- 利用者本人のことを考えると、居室は可能な限り個室化すべきである。
- 個室化することで、自傷・他害が無くなり、利用者が落ちついて生活できるようになる場合がある。
- 個室が良いか、相部屋が良いかは、家族等の意見だけで決めるものではない。自分の立場に置き換えて考えれば、当然に個室の方が良い。利用者一人ひとりの居場所となる空間を提供することが前提となる。
- 時代の流れや他の先行事例を踏まえれば、これからの施設は、ユニット制や個室化が自然の流れであると考えられる。
- 短期入所のための居室数は、将来的に空きが無くて利用できないという状況にならないよう、一定程度の居室数を確保すべきである。
- デイルームの他に、小人数で集まることができる団欒スペースなどが複数あると良い。
- 特殊浴槽は、高齢者向けのユニットに必要な数を整備することが望ましい。

- トイレは、ユニットの中で複数に分散して設置することで、各居室から同じ距離での移動が可能となる。高齢の利用者の利用も想定すべきである。
- トイレや食堂の臭いが籠もらないよう換気や配置等を考慮すべきである。
- 一つの建物に小さな空間を多く配置することで、採光や換気等の問題が解決できる。
- 緊急時に即座に対応できるようなスタッフルームの配置について考慮すべきである。
- 施設職員が気持ち良く前向きに仕事ができるよう、スタッフルームなどについても、一定程度の広さを確保すべきである。
- 施設を安定的に運営するためには、施設職員が誇りを持って仕事ができる労働環境を整備する視点が必要である。
- 利用者の視点と職員の視点のバランスが大事となる。
- 利用者の生活にメリハリをつける必要があるが、職員の支援体制なども考慮する必要がある。施設の広さや動線などのバランスも重要となる。
- 建物の構造上の工夫により、利用者の快適な居住空間の確保と、支援職員の動線の確保の共存は可能になる。
- 利用者の状況や障害特性に対応するためには、建物の構成や職員の配置など、様々な組み合わせが想定される。
- 支援する立場を考えれば、利用者の安全と適切な支援が大事となる。小さなグループに支援を行う場合、それぞれのグループへの職員の配置などの支援体制の充実が必要になる。人材の確保や人件費についても考慮する必要がある。
- 夜間の支援体制のあり方について考慮すべきである。
- 職員の配置に併せて、福祉機器等を導入することにより、利用者の安全の担保や補完が可能になる。
- 小舎制やユニット制の方向を前提として、利用者の安全性を確保し、利用者家族の不安を解消する必要がある。
- 小ユニットや個室化するに当たり、利用者家族に対して、丁寧な説明を行い、理解を得ていく必要がある。

## 資料編

## ◆施設の概要（平成27年4月1日現在）

施設名	宮城県船形コロニー
種別	障害者支援施設
設置目的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。
基本方針	（施設入所支援、生活介護） 利用者個人の尊厳を大切に、一人ひとりの意思を尊重した障害福祉サービスを提供することで、心身ともに健やかに育成するとともに、利用者が持っている能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21
開設	昭和48年8月
建設	おおくら園 昭和49年（築40年） かまくら園 昭和56年（築33年） とがくら園 平成5年（築21年）
面積等	敷地 466,603.24 m <sup>2</sup> 建物 20,123.31 m <sup>2</sup> （うち居住棟 8,274.54 m <sup>2</sup> ）
定員	施設入所支援＋生活介護300人（受入可能人数210人） 就労継続支援B型20人，短期入所10人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数156名（正職員103名，臨時職員等53名）
沿革	昭和48年8月 心身障害者総合援護施設（更生施設）はちくら居住区開設 昭和49年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）おおくら居住区開設 昭和52年8月 心身障害者総合援護施設（授産施設）まつくら居住区開設 昭和56年6月 心身障害者総合援護施設（更生施設）かまくら居住区開設 平成5年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）とがくら居住区開設 平成9年4月 「居住区」から「園」に名称変更 平成11年4月 各園を「センター機能」方式に変更 平成14年4月 知的障害者授産施設通所部開設 平成14年11月 船形コロニー解体宣言

沿 革	平成15年	4月	各園の「センター」機能方式の廃止 地域移行推進担当職員2名配置
	平成16年	4月	地域移行推進室設置
	平成17年	3月	知的障害者授産施設を廃止
	平成17年	4月	三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営 知的障害者更生施設通所部を設置 地域移行推進室を部に変更
	平成18年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける 知的障害者更生施設へ移行 入所定員の変更（定員300人） 「はちくら園（旧はちくら居住区）」を閉鎖
	平成18年	10月	障害者支援施設へ移行
	平成19年	4月	「旧セルフふながた（旧まつくら居住区）」を閉鎖
	平成23年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける
	平成23年	11月	新事業体系に移行し、施設入所支援・生活介護へ変更、通 所部が就労継続支援B型に変更

(平成27年4月1日現在)

## ◆年齢構成 (単位：人)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
男性	15	19	48	30	21	7	4	0	144
女性	6	5	10	18	18	6	2	1	66
計	21	24	58	48	39	13	6	1	210

※10代1名は20代に含む

## ◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
全体	51歳	92歳	19歳
男性	46歳	82歳	19歳
女性	55歳	92歳	21歳

## ◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
全体	18年9か月	41年6か月	0年1か月
男性	18年1か月	41年6か月	0年1か月
女性	20年7か月	41年6か月	0年1か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	合計
	男性	8	7	15	3	25	15	42	18	
女性	4	4	6	2	11	2	13	11	13	66
計	12	11	21	5	36	17	55	29	24	210

## ◆圏域別入所状況

(単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	38	8	29	30	13
女性	13	5	17	12	9
計	51	13	46	42	22

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	4	17	2	3	144
女性	1	7	1	1	66
計	5	24	3	4	210



## ◆障害支援区分 (単位:人)

区分	6	5	4	3	2	1	計
男性	47	40	42	14	1	0	144
女性	37	15	12	2	0	0	66
計	84	55	54	16	1	0	210

平均障害支援区分	4.98
----------	------

## ◆障害程度 (療育手帳) (単位:人)

区分	A	B	合計
男性	131	13	144
女性	62	4	66
計	193	17	210

## ◆障害程度 (身障手帳) (単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無	合計
男性	22	10	6	2	0	0	104	144
女性	19	5	1	5	0	0	36	66
計	41	15	7	7	0	0	140	210

## ◆入退所状況の内訳 (単位:人)

年度	退所者数	地域移行者数				その他			新規入所者数	年度当初入所者数	年度末入所者数
		単身生活	家庭復帰	GH CH	施設替え (GH前提)	施設替え (移し替え)	死亡	その他 (長期入院)			
H15~20	314	2	8	156	50	49	46	3	53	477	216
H21	12	0	1	3	0	0	8	0	3	216	207
H22	12	0	0	4	0	1	7	0	15	207	210
H23	8	0	0	1	0	0	7	0	8	210	210
H24	8	0	0	0	0	0	8	0	7	210	209
H25	5	0	0	1	1	0	2	1	6	209	210
H26	12	0	0	1	0	0	10	1	12	210	210



## ◆年間利用実績 (単位：人)

年度	入所 (利用可能定員210人)		短期入所 (定員10人)	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	76,113	99.3%	10	1,720
H22	74,324	97.0%	26	1,549
H23	74,899	97.7%	33	1,666
H24	74,165	96.8%	33	1,603
H25	74,606	97.3%	33	1,350
H26	73,568	96.0%	28	867

## ◆高齢化の推移 (各年度4月1日現在)

年度	入所者数 ①	平均年齢	65歳以上		高齢化率	
			②	75歳以上	②/①	75歳以上割合
H15	449名	47.6歳	64名	20名	14%	4%
H21	216名	51.1歳	40名	10名	19%	5%
H22	206名	51.5歳	37名	15名	18%	7%
H23	209名	50.1歳	31名	15名	15%	7%
H24	209名	50.5歳	34名	14名	16%	7%
H25	209名	50.0歳	31名	12名	15%	6%
H26	210名	50.5歳	44名	15名	21%	7%

## ◆医療行為及び医療的ケア対象者 (単位：人)

施設名/支援内容	精神科薬服用	定期浣腸	インシュリン	胃瘻	喀痰吸引	人工肛門
おおくら園	40	0	0	0	0	0
かまくら園	51	4	0	0	0	0
とがくら園	57	20	3	5	1	1
合計	148	24	3	5	1	1

